

令和7(2025)年度 第1回栃木県自立支援協議会 資 料

ページ

【議題】

資料1-1 栃木県障害福祉計画(第7期計画)・栃木県障害児福祉計画(第3期計画) の実績について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料1-2 市町自立支援協議会開催状況等調査結果(概要)について.....	25

【報告】

資料2 相談支援部会の開催状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	37
資料3 医療的ケア児支援検討部会の開催状況について・・・・・・・・	43
資料4 障害者権利擁護・虐待防止部会の開催状況について.....	47
資料5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の取組について	51
資料6 心のサポーター養成研修@とちぎの実施について.....	55
資料7 栃木県障害者ピアサポート研修事業について.....	57

栃木県障害福祉計画（第7期計画）・栃木県障害児福祉計画（第3期計画） の実績について

I 目標値の達成状況

1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

(1) 令和8年度 目標

- ①地域生活移行者数 30人（2,174人の約1.4%、令和6年度～令和8年度の累計）
 ②入所者数 現状維持（真に入所支援を必要としている障害者を考慮する。）

(2) 第7期計画における進捗状況

項目	現状値 R5年度	R6年度	目標値 R8年度
地域生活移行者数(累計)	26人	10人	30人
達成率		33%	
入所者数	2,164人	2,106人	現状維持
達成率		103%	

※ 入所者数は3月31日時点

(3) 地域生活への移行状況

項目	共同生活援助	福祉ホーム	家庭復帰	一人暮らし ・結婚等	その他	計
R6年度	8人	0人	1人	0人	1人	10人
累計	8人	0人	1人	0人	1人	10人

(4) 評価と取組の方向性

第1期計画から第6期計画までの取組により、相当数の入所定員の削減や施設入所者の地域移行が進んだことに加え、入所者の障害の重度化、高齢化が進んでいることから、施設入所者の地域移行が難しくなっている。

第7期計画においては、上記の事情等を踏まえ目標を設定した。

引き続き、障害及び障害者に関する理解促進、基幹相談支援センターの設置や地域生活支援拠点体制整備の促進、重度障害者にも対応したグループホームの整備、さらには生活支援や社会参加の促進などの各種障害福祉施策を総合的に推進することにより、地域において安心した暮らしを支える支援体制等の整備を図っていく。

（参考1）障害者支援施設の入所者の状況（都民施設を除く）

項目	R5(2023).4.1	R6(2024).4.1	R7(2025).4.1
平均年齢	54.9歳	55.4歳	56.1歳
平均障害支援区分	5.56	5.57	5.58

(参考 2) グループホームの状況 (各年度 4 月現在)

過去 5 年間で、住居数、定員数は約 1.5 倍増加し、利用者数も約 1.5 倍増加した。

項目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
住居数	445 件 (278 件)	510 件 (321 件)	570 件 (377 件)	619 件 (421 件)	649 件 (462 件)
定員数	3,012 人 (1,976 人)	3,478 人 (2,287 人)	3,977 人 (2,760 人)	4,288 人 (3,055 人)	4,687 人 (3,482 人)
県内利用者数	2,384 人	2,511 人	3,076 人	3,342 人	3,656 人※ 1

※ 1 R 7 年度県内利用者数のみ R 7 年 3 月現在

※ 2 カッコ内は、精神障害にも対応したグループホームの数

(参考 3) 第 6 期計画までの取組状況

項目	参考 (H17.10. 1)	第 1 期～第 2 期 (H24. 3. 31)	第 3 期 (H27. 3. 31)	増減
入所定員	2,758 人	2,525 人	2,514 人	▲ 244 人
実入所者数	2,734 人	2,518 人	2,520 人	▲ 214 人
地域移行者数		518 人	36 人	554 人

※旧身体障害者療養施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設、旧精神障害者授産施設の各入所施設の人数（都民施設を含む。）で集計

項目	第 4 期 (H30. 3. 31)	第 5 期 (R3. 3. 31)	第 6 期 (R6. 3. 31)	増減
入所定員	2,204 人	2,179 人	2,164 人	▲ 40 人
実入所者数	2,176 人	2,149 人	2,108 人	▲ 68 人
地域移行者数	23 人	19 人	26 人	68 人

※障害者支援施設の人数（都民施設を除く。）で集計

○地域生活への移行状況

項目	第 1 期～第 2 期 (H17.10～ H24. 3)	第 3 期 (H24. 3～ H27. 3)	第 4 期 (H27. 3～ H30. 3)	第 5 期 (H30. 3～ R3. 3)	第 6 期 (R3. 3～ R6. 3)
共同生活援助	363 人	21 人	16 人	11 人	16 人
福祉ホーム	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
家庭復帰	113 人	13 人	5 人	7 人	9 人
一人暮らし・結婚等	34 人	1 人	2 人	0 人	1 人
その他	7 人	0 人	0 人	1 人	0 人
計	518 人	36 人	23 人	19 人	26 人

※「第 1 期～第 2 期」には、第 1 期計画開始前（H17.10～H19.2）の期間も含まれる。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 令和8年度 目標

- ① 1年以上の長期入院患者数 2,391人（65歳未満890人、65歳以上1,501人）
- ② 入院後3か月時点の退院率 68.9%以上
- ③ 入院後6か月時点の退院率 84.5%以上
- ④ 入院後1年時点の退院率 91.0%以上
- ⑤ 地域平均生活日数 331.7日

(2) 第7期計画における進捗状況

① 長期入院患者（入院期間1年以上の患者）の状況

項目		現状値 R5年度	R6年度	目標値 R8年度
長期入院患者数		2,679人	2,561人	2,391人
	65歳未満	1,066人	976人	890人
	65歳以上	1,613人	1,585人	1,501人

・「長期入院患者数」は、精神保健福祉資料（630調査）による実績

（参考）県内精神病床における長期入院患者（入院期間1年以上の患者）の退院先
（各年度6月中の1ヶ月当たりの退院者数）

項目	自宅	グループホーム	介護施設	転院	死亡	計
R2年度	11人	8人	5人	20人	12人	56人
R3年度	4人	7人	7人	20人	12人	50人
R4年度	5人	8人	6人	11人	11人	41人
R5年度	3人	7人	4人	17人	8人	39人
R6年度	4人	4人	13人	11人	16人	48人

② 入院後各時点での退院率

項目	直近値 R3年度	基準値 R5年度	R6年度	目標値 R8年度
入院後3か月時点	70.1%	69%	—	68.9%以上
入院後6か月時点	82.8%	86%	—	84.5%以上
入院後1年時点	89.0%	92%	—	91.0%以上

・基準値は、栃木県障害福祉計画（第6期計画）の目標値として、国が設定

※なお、国が所管するNDB（ナショナルデータベース）はR4年度～R6年度までの実績は未公表

③ 地域平均生活日数

項目	直近値 R3年度	基準値 R5年度	R6年度	目標値 R8年度
地域平均生活日数	328.7日	316日	—	331.7日

・地域平均生活日数は栃木県障害福祉計画（第6期計画）より新たに定めた指標であり、平成27(2015)年度NDB（ナショナルデータベース）データに基づき国が目標値を設定

※なお、国が所管するNDB（ナショナルデータベース）はR4年度～R6年度までの実績は未公表

(3) 評価と取組の方向性

長期入院患者数は、目標値には達していないが、全体では減少している傾向が見られる。
長期入院患者に占める「65 歳以上」の割合は増加傾向にあり、高齢化が進んでいる。

引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において、障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるような地域を目指し、保健・医療・福祉関係者等と連携のもと、協議の場の充実を図り、長期入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を行う。

3 地域生活支援の充実

(1) 令和 8 年度 目標

①地域生活支援拠点等整備 25 市町

(市町村区域を基本とし、少なくとも 1 つの地域生活支援拠点の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能)

②強度行動障害を有する障害者の支援体制整備

各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

(2) 第 7 期計画における進捗状況

①地域生活支援拠点等体制整備市町数 22 市町 19 か所

○面的整備型（複数の施設や事業所が連携して拠点の各機能を分担する方法）

宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、芳賀郡（益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）、野木町、那須町、那珂川町

○多機能拠点型（新たに施設を整備し、併せて拠点として必要な機能を集約する方法）

日光市、小山市

○複合型（多機能拠点型と面的整備型で整備する方法）

佐野市、壬生町

項目	現状値 R 5 年度	R 6 年度	目標値 R 8 年度
地域生活支援拠点等 体制整備市町数	22	22	25
達成率	88%	88%	

②強度行動障害を有する障害者の支援体制整備

強度行動障害の状態を示す者に対し、障害特性の理解に基づいた適切な支援を行う支援者の養成や適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができ、他の従事者に支援方法の伝達ができる従事者を養成する研修を実施

(参考) 強度行動障害支援者養成研修

項目	令和 5 年度	令和 6 年度
基礎研修の受講者数	163 人	237 人
実践研修の受講者数	85 人	113 人

(3) 評価と取組の方向性

地域生活支援拠点等体制整備済の市町に対しては、機能強化に向けて基幹相談支援センター関係者会議をとおして引き続き市町への支援を行っていく。未整備市町に対しては、整備困難な状況の把握や課題検討等をとおして、市町と連携しながら体制整備に向けて取組を進めていく。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制については、強度行動障害支援者の養成を図るとともに、強度行動障害者受け入れに向けた周知を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 令和 8 年度 目標

- ①一般就労への移行者数 238 人
 - 就労移行支援事業 114 人
 - 就労継続支援 A 型事業 98 人
 - 就労継続支援 B 型事業 29 人
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所 全体の 5 割以上
- ③就労定着支援事業における利用者数 146 人
- ④就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所 全体の 2 割 5 分以上
- ⑤福祉施設から一般就労への移行等

雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

(2) 第 7 期計画における進捗状況

項目	現状値 R 5 年度	R 6 年度	目標値 R 8 年度
一般就労への移行者数	237 人	291 人	238 人
達成率		122. 2%	
就労移行支援事業	89 人	117 人	114 人
達成率		102. 6%	
就労継続支援 A 型事業	98 人	132 人	98 人
達成率		134. 7%	
就労継続支援 B 型事業	48 人	42 人	29 人
達成率		144. 8%	

項目	現状値 R 5 年度	R 6 年度	目標値 R 8 年度
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所 (※)	—	16 事業所	全体の 5 割以上
達成率		88.9%	
就労定着支援事業における利用者数(※)	—	148 人	146 人
達成率		101.4%	
項目	現状値 R 5 年度	R 6 年度	目標値 R 8 年度
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所 (※)	—	15 事業所	全体の 2 割 5 分以上
達成率		260.9%	

※第 7 期計画からの新規目標

(参考) 福祉施設から一般就労への移行に関する目安値

項目	R 6 年度	R 8 年度 目安値
①障害者に対する職業訓練の受講 (目安到達率)	8 人 (133.3%)	6 人
②福祉施設から公共職業安定所への誘導 (目安到達率)	279 人 (76.9%)	363 人
③福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導(目安到達率)	101 人 (69.7%)	145 人
④公共職業安定所における福祉施設利用者の支援(目安到達率)	146 人 (97.3%)	150 人

(3) 評価と取組の方向性

令和 6 年 4 月から民間企業における法定雇用率が 2.50%に引き上げられたこと等により、令和 6 年度の一般就労移行者数は令和 5 年度の実績を上回り、かつ令和 8 年度の目標値を達成した。

令和 7 年度においては、障害者が自分にあった就労先を見つけ、働き続けることができるよう、研修交流会の実施等を通して福祉・教育・雇用・医療等の関係機関による地域の就労支援ネットワークのさらなる強化に向けて取り組む。また、障害者就業・生活支援センター事業による障害者の生活面での支援を引き続き行っていく。

さらに、福祉施設から一般就労への移行等を推進するため、様々な分野と連携した支援体制の構築を進める。

5 障害児支援の提供体制の整備等 【障害児福祉計画（第3期計画）】

(1) 令和8年度 目標

①児童発達支援センター設置市町数 25 市町

②保育所等訪問支援の利用体制構築市町数 25 市町

③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。新生児聴覚検査の実施状況を関係機関等と共有するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。聾学校のセンター的機能について、医療、保健、福祉等と連携した乳幼児教育相談体制を充実する。

④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保市町数 25 市町

⑤主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保市町数 25 市町

⑥医療的ケア児等支援のための協議の場設置 圏域 6 圏域

市町 25 市町

⑦医療的ケア児等支援のためのコーディネーター配置 県 県に配置

市町 25 市町

⑧障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

令和8(2026)年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する。

(2) 第3期計画における進捗状況

項目		現状値 R5年度	R6年度	目標値 R8年度
児童発達支援センター設置市町数		11 市町	13 市町	25 市町
達成率		44%	52%	
保育所等訪問支援の利用体制構築市町数		14 市町	16 市町	25 市町
達成率		56%	64%	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所確保市町数		8 市町	9 市町	25 市町
達成率		32%	36%	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所確保市町数		9 市町	10 市町	25 市町
達成率		36%	40%	
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	圏域	5	5	6
	市町	23	24	25
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	県	1	1	1
	市町	22	20	25

○難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築の進捗状況

新生児聴覚検査体制強化事業検討会において、保健、医療、教育等の関係機関とともに、難聴児の早期発見・早期療育の在り方について意見交換を行った。また、支援に従事する者の資質向上を目的とした研修会を実施した。

(3) 評価と取組の方向性

児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保に必要な理学療法士や心理指導担当職員の配置が課題となり、設置が進んでいない状況であると考えられる。未設置の市町に対しては、引き続き設置に向けた取組を市町と連携を図りながら進めていく。

第2期計画において目標に設定した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築については、第3期計画においても引き続き、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携により、早期発見、早期療育に努めるとともに、難聴児やその家族が安心して、身近な地域で生活できるよう体制の整備を進めていく。

また、医療的ケア児支援については、栃木県医療的ケア児等支援センター（くくるん）に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、「くくるん」を中核機関として支援ネットワーク構築を促進するとともに、引き続き圏域及び市町における協議の場の設置を促進や、医療的ケア児等支援コーディネーターなどの支援人材の養成により、地域における支援体制の強化に努めていく。

さらに、令和8（2026）年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう、関係機関と連携した協議の場を設置する。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 令和8年度 目標

- ① 基幹相談支援センター確保市町数 25 市町
- ② 各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。
- ③ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

(2) 第7期計画における進捗状況

相談支援専門員の養成、質の向上のための研修の実施等をとおして地域の相談支援体制の充実・強化を図った。また、障害者総合支援法の一部改正により、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置が市町の努力義務とされたことを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進及び機能強化に向けて、基幹相談支援センター関係者会議において市町と情報共有を図った。

【基幹相談支援センターの設置状況】

- ・ 直営：宇都宮市、栃木市、さくら市、矢板市、那珂川町
- ・ 複合型（直営と委託）：足利市、芳賀郡（益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
- ・ 委託：佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、下野市、高根沢町

(3) 評価と取組の方向性

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法改正に伴い、令和6年度から地域における相談支援の中核的な役割を担うことが明確となったことから、基幹相談支援センター担当者会議やスキルアップ研修をとおしてセンター機能の強化を促進する。また、未設置市町に対しては、個別で状況把握を行うとともに情報提供を行うことで設置促進に向けての取組を促進する。

さらに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の協議

会の活性化を促進していく。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 令和8年度 目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

(2) 第7期計画における進捗状況

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施により、適正な事業実施の確保を図るとともに、指導監査結果について市町に適宜情報提供を行った。

(3) 評価と取組の方向性

引き続き、指導監査を適正に実施するとともに、指導監査結果の速やかな情報の提供等、関係市町との連携体制の強化を図ることにより、障害福祉サービス等の更なる質の向上を図っていく。

(参考)

【指導監査結果の市町との共有回数】

項目	令和5年度	令和6年度
指導監査結果の 市町との共有回数	1回	1回

【相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数】

項目	令和5年度	令和6年度
実施回数	1回	1回
修了者数	8人	12人

Ⅱ 各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び実績

(月間量)

サービス名等			令和4年度		令和5年度		令和6年度			
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	前年比	計画比
訪問系	訪問系の合計	利用量(時間)	58,688	53,513	61,459	56,241	64,560	60,373	107.3%	93.5%
		利用者数	3,248	2,885	3,400	2,976	3,174	3,060	102.8%	96.4%
	居宅介護	利用量(時間)					36,814	35,640		96.8%
		利用者数					2,531	2,466		97.4%
	重度訪問介護	利用量(時間)					18,002	15,319		85.1%
		利用者数					53	50		93.9%
	同行援護	利用量(時間)					7,993	8,536		106.8%
		利用者数					474	461		97.2%
	行動援護	利用量(時間)					1,291	879		68.1%
		利用者数					112	83		74.2%
	重度障害者等 包括支援	利用量(時間)					460	0		0.0%
		利用者数					4	0		0.0%
日中活動系	福祉型短期入所 ※()はうち重度障害者	利用量(人日)	6,159	5,019	6,399	5,712	6,081	6,711	117.5%	110.4%
							(1,530)	(2,117)		138.4%
		利用者数	776	492	824	607	673	716	118.0%	106.4%
							(218)	(199)		91.3%
	福祉型短期入所 (強化) ※()はうち重度障害者	利用量(人日)	436	689	446	860	1,147	574	66.8%	50.1%
							(272)	(293)		107.7%
		利用者数	57	78	59	103	122	81	78.4%	66.2%
							(40)	(48)		120.6%
	医療型短期入所 ※()はうち重度障害者	利用量(人日)	255	92	263	157	271	231	147.3%	85.3%
							(168)	(103)		61.2%
		利用者数	53	18	55	29	50	40	137.9%	80.0%
							(29)	(16)		53.4%
	療養介護	利用者数	274	254	278	249	261	250	100.5%	95.9%
	生活介護 ※()はうち重度障害者	利用量(人日)	99,842	99,817	102,453	101,662	103,984	103,240	101.6%	99.3%
							(28,929)	(18,075)		62.5%
		利用者数	5,150	5,132	5,282	5,200	5,320	5,231	100.6%	98.3%
							(1,537)	(886)		57.6%
施設系	施設入所支援	利用者数	2,098	2,051	2,089	2,033	2,057	2,017	99.2%	98.1%
居住支援系	自立生活援助	利用者数	28	3	35	1	14	2	166.7%	11.9%
	共同生活援助 (グループホーム) ※()はうち重度障害者	利用量(人)	2,536	2,850	2,670	3,215	3,470	3,559	110.7%	102.6%
							(373)	(152)		40.7%

サービス名等			令和４年度		令和５年度		令和６年度			
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	前年比	計画比
訓練系・就労系	自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日)	504	179	546	184	447	190	103.1%	42.4%
		利用者数	31	11	34	10	24	11	107.5%	44.8%
	自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日)	3,100	2,052	3,229	1,939	2,603	1,879	96.9%	72.2%
		利用者数	159	117	165	108	162	109	100.8%	67.2%
	就労選択支援	利用者数						—	—	—
	就労移行支援	利用量(人日)	6,943	5,017	7,302	5,058	5,706	5,669	112.1%	99.4%
		利用者数	406	298	420	303	348	344	113.4%	98.8%
	就労継続支援 (Ａ型)	利用量(人日)	33,775	34,616	36,857	38,303	42,349	39,846	104.0%	94.1%
		利用者数	1,760	1,804	1,925	1,994	2,234	2,077	104.2%	93.0%
	就労継続支援 (Ｂ型)	利用量(人日)	75,783	75,704	78,993	83,032	84,284	88,784	106.9%	105.3%
		利用者数	4,204	4,288	4,390	4,731	4,825	5,152	108.9%	106.8%
	就労定着支援	利用者数	171	111	200	122	148	132	108.2%	89.2%
障害児通所系	児童発達支援	利用量(人日)	16,602	17,440	17,603	19,372	21,865	21,009	108.5%	96.1%
		利用者数	2,277	2,424	2,392	2,625	2,824	2,801	106.7%	99.2%
	放課後等 デイサービス	利用量(人日)	55,042	59,588	58,416	67,462	74,469	73,910	109.6%	99.2%
		利用者数	4,500	4,662	4,762	5,247	5,773	5,827	111.1%	100.9%
障害児訪問系	居宅訪問型 児童発達支援	利用量(人日)	102	10	134	11	51	4	32.6%	7.0%
		利用者数	21	3	30	3	13	1	38.9%	9.0%
	保育所等 訪問支援	利用量(人日)	201	137	231	180	323	216	120.2%	67.0%
		利用者数	110	121	128	157	245	186	118.3%	75.8%
障害児入所系	福祉型障害児入所施設（※）	利用者数	70	63	70	60	70	59	98.3%	84.3%
	医療型障害児入所施設（※）	利用者数	408	56	408	58	434	49	84.5%	11.3%
相談支援系	計画相談支援	利用者数	3,632	3,402	3,892	3,740	3,967	3,986	106.6%	100.5%
	障害児相談支援	利用者数	1,326	1,294	1,471	1,496	1,713	1,638	109.5%	95.6%
	地域移行支援	利用者数	53	6	65	4	24	37	927.1%	154.5%
	地域定着支援	利用者数	74	17	86	12	29	17	141.5%	58.5%

※福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設は県内利用者数を記載。

Ⅲ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

項目	R 6 年度	R 8 年度 目安値
障害者支援施設の入所定員	2, 164 人	2, 174 人
福祉型障害児入所施設の入所定員	70 人	70 人
障害児入所施設から転換した 障害者支援施設の入所定員	70 人	70 人
医療型障害児入所施設等の入所定員	434 人	434 人

(各年度 3 月 31 日現在)

評価と取組の方向性

福祉型障害児入所施設について、18 歳以上の障害者が入所する障害児施設において、障害児入所施設障害者を退所させることなく支援を継続することや入所児童の適切な処遇等を図るため、平成 30(2018)年度に福祉型障害児入所施設の一部を障害者支援施設に転換した。第 7 期計画においても、入所児童への支援の継続等の観点から、引き続き現状の定員を維持していく。

IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 栃木県自立支援協議会と障害者相談支援体制整備事業

(1) 現状及び課題

①県自立支援協議会の開催状況

令和6年度 2回開催

<主な議題>

- ・栃木県障害福祉計画(第7期計画)・栃木県障害児福祉計画(第3期計画)の概要及び栃木県障害福祉計画(第6期計画)・栃木県障害児福祉計画(第2期計画)の実績について
- ・各部会(相談支援部会、医療的ケア児支援検討部会、障害者権利擁護・虐待防止部会)の状況について

②圏域調整会議の実施状況

令和6年度 宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛の各圏域で7月に開催

<主な議題>

- ・児童発達支援センター等の設置の考え方について
- ・強度行動障害支援の取組に向けた課題について
- ・就労継続支援事業所の工賃実績状況と障害者優先調達について
- ・自殺対策について

なお、令和7年度については、圏域ごとに開催する圏域調整会議を廃止し、全圏域が一堂に会する「障害福祉連絡会議」を設置。

③障害者相談支援協働コーディネーターの活動状況

- ・配置数 1名
- ・業務内容 基幹相談支援センターの設置促進・機能強化、市町自立支援協議会の運営支援、各圏域の相談支援体制の連携支援、地域課題や困難事例に関する支援者への助言等を行う。

④市町の基幹相談支援センターの設置状況

- ・基幹相談支援センター設置市町数
18市町(15ヵ所設置済、うち1ヵ所は4町の共同設置)

(2) 取組の方向性

基幹相談支援センター関係者会議や障害者相談支援協働コーディネーターによる市町への支援を通じ、相談支援や障害福祉サービス、地域生活支援拠点等の地域生活を推進するための情報を共有し、市町の自立支援協議会を活性化するとともに、障害者相談支援体制の充実・強化を図っていく。

2 障害者就業・生活支援センター事業

(1) 現状及び課題

①障害者就業・生活支援センターの設置状況

圏域	受託法人	設置箇所	設置年度
宇都宮圏域	飛山の里福祉会	宇都宮市	H22
県西圏域	希望の家	鹿沼市	H21
県東圏域	こぶしの会	真岡市	H20
県南圏域	せせらぎ会	壬生町	H14
県北圏域	とちぎ健康福祉協会	さくら市	H20
両毛圏域	足利むつみ会	足利市	H19

②活動実績及び支援対象者（登録者）数（各年度末実績）

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
宇都宮圏域					
相談・支援件数	4,904	6,356	3,874	3,479	3,428
職場実習・あっせん件数	21	27	27	21	29
就職件数	77	90	84	64	85
支援対象者（登録者）数	714	752	758	781	835
県西圏域					
相談・支援件数	2,059	1,620	1,675	1,779	1,533
職場実習・あっせん件数	24	19	20	27	23
就職件数	38	25	30	31	32
支援対象者（登録者）数	549	585	630	661	661
県東圏域					
相談・支援件数	3,227	3,493	3,264	2,570	2,314
職場実習・あっせん件数	25	45	40	29	23
就職件数	41	40	40	39	40
支援対象者（登録者）数	462	493	534	559	587
県南圏域					
相談・支援件数	3,390	3,353	3,894	2,997	2,708
職場実習・あっせん件数	27	26	43	50	44
就職件数	72	68	77	82	92
支援対象者（登録者）数	807	854	865	936	1,007
県北圏域					
相談・支援件数	1,075	2,297	1,870	1,933	1,948
職場実習・あっせん件数	6	23	28	25	21
就職件数	35	37	36	35	36
支援対象者（登録者）数	430	516	576	617	667
両毛圏域					
相談・支援件数	1,759	1,744	1,895	2,040	1,912
職場実習・あっせん件数	26	24	17	40	23
就職件数	57	66	49	64	45
支援対象者（登録者）数	888	946	1,001	1,054	1,028

栃木県 計						
相談・支援件数	16,414	18,863	16,472	14,798	13,843	
職場実習・あっせん件数	129	164	175	192	163	
就職件数	320	326	316	315	330	
支援対象者（登録者）数	3,850	4,146	4,364	4,608	4,785	

※宇都宮圏域の相談・支援件数は、R4年度実績から軽微な相談件数を除いている。

(2) 取組の方向性

支援対象者（登録者）数については年々増加しているため、引き続き、関係機関等と連携し、本人・家族への支援の充実に努めるほか、就労移行支援事業所等の職員の支援力の強化を図り、就職件数の増加に努める。

3 発達障害者支援センター運営事業等

(1) 現状及び課題

①人材育成・関係機関に対する支援の状況

- ・専門研修の開催や対応困難事例へのコンサルテーションを実施するとともに、発達障害者支援アドバイザーを派遣して地域での研修会の開催や事例への助言等を実施
- ・発達障害者支援センター連絡協議会を開催し、人材育成や普及啓発等の事業について検討
- ・発達障害者の養育・介護経験がある家族をピアサポーターとして養成し、同様の立場にある家族への情報提供を行うとともに、関係機関や団体等に対して啓発を実施

②家族への支援の状況

- ・発達障害及びその疑いのある小学生の保護者を対象に、子どもの行動の客観的な捉え方を学ぶペアレント・プログラムを実施
- ・思春期以降に「発達障害」と診断された家族を対象に、障害についての正しい理解や家族としての関わり方を学ぶ家族教室を実施

③青年・成人期への支援の状況

- ・職場見学・体験、就労ガイダンスを行う就労準備支援事業や青年期発達障害者のグループ活動を実施
- ・就労及び子ども若者支援関係の連携会議等への参加、同会議を通じた発達障害の理解のための普及啓発を実施

（参考）発達障害者支援センター運営事業等＜活動指標＞

項 目	R6年度	R8年度 目標値
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる助言件数	69	120
ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講機関数（累計）	49	41
ピアサポートの活動への支援件数（延べ件数）	6	10

(2) 取組の方向性

発達障害者が、身近な地域でライフステージを通じて切れ目のない支援が受けられるよう、人材育成や関係機関に対する支援等の地域支援を強化するとともに、発達障害者支援センター、発達障害者地域支援マネージャー、発達障害者相談支援サポーターの連携による重層的な支援体制の充実を図っていく。

また、発達障害セミナーや県政出前講座の実施、ピアサポーターの派遣等により普及啓発を進めていく。

4 高次脳機能障害支援普及事業

(1) 現状及び課題

①人材育成・支援ネットワークの構築の状況

- ・障害福祉サービス事業所や相談支援専門員、行政機関職員等を対象とした研修の実施
- ・医療従事者を対象とした研修の実施
- ・高次脳機能障害支援連携協議会を開催し、高次脳機能障害者に対する効果的な支援について検討
- ・高次脳機能障害支援マニュアル（改訂版）を作成
- ・小児の高次脳機能障害を対象としたリーフレットを作成し、教育委員会、学校、医療機関、市町、指定障害児相談支援事業所等へ配布
- ・高次脳機能障害者の養育・介護経験がある家族をピアサポーターとして養成し、同様の立場にある家族への情報提供を行うとともに、関係機関や団体等に対する啓発活動を実施

②家族会との連携の状況

- ・家族会の定例会、家族の集いへの参加やミニ相談会や講演会の運営協力などの支援を実施

（参考）高次脳機能障害支援普及事業活動指標

項目	R 6 年度	R 8 年度 目標値
研修会参加者数	306	360

(2) 取組の方向性

複雑化・多様化する相談内容に迅速かつ適切な対応をするため、高次脳機能障害支援拠点機関と地域支援拠点機関を含む地域の医療機関、教育・福祉・就労等の関係機関との一層の連携強化を図っていく。

高次脳機能障害の正しい理解を促進するために、県民や支援関係者等に対して障害特性や支援のあり方について普及啓発を図っていく。

高次脳機能障害者やその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができる体制を強化するため、障害福祉サービス事業所職員や相談支援専門員等を対象とした研修を開催し、障害特性を踏まえた支援を行うことができる人材育成などに努める。

5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

(1) 現状及び課題

①精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の実施状況

健康福祉センターにおいて、市町、精神科病院、相談支援事業所、ピアサポーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等を設置し、地域における受入基盤の拡充や理解促進などの取組を実施

②ピアサポートの活用状況

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
活動者数	9	13	15	46	49

※健康福祉センターが地域の精神科病院や事業所、研修会等にピアサポーターを派遣し、自らの体験を生かした地域生活に関する啓発活動や精神科病院入院中患者等との交流活動（自助グループ）、相談・同行支援などを実施

(2) 取組の方向性

引き続き、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等による地域単位の取組を促進するとともに、地域で生活する障害者自身が相談助言等を行うピアサポートの重要性を周知し、その積極的な活用が図られるようピアサポーターの活動を支援する。

6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業

(1) 現状及び課題

①専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣の状況

・手話通訳者

項目		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
養成講座 修了者数	通訳Ⅰ	18 名	12 名	7 名	15 名	24 名
	通訳Ⅱ	7 名	9 名	7 名	7 名	7 名
	通訳Ⅲ	5 名	8 名	5 名	8 名	3 名
養成講座の修了見込み者数		90 名	60 名	60 名	60 名	70 名
派遣事業登録者数（年度末）		133 名	114 名	131 名	134 名	158 名
派遣実施件数		4, 160 件	4, 149 件	4, 155 件	4, 464 件	3, 686 件

・要約筆記者

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
養成講座修了者数	9名	13名	10名	12名	13名
上記の修了見込み者数	30名	30名	30名	30名	20名
派遣事業登録者数（年度末）	90名	85名	86名	84名	117名
派遣実施件数	240件	138件	149件	323件	121件

・盲ろう者向け通訳・介助員

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
養成講座修了者数	15名	16名	37名	63名	46名
上記の修了見込み者数	20名	20名	20名	20名	20名
派遣事業登録者数 （県内・年度末）	152名	151名	152名	153名	156名
登録者数 及び派遣時間	15名 1,241h	13名 893h	10名 1,414h	9名 2,369h	9名 2,271h

・失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

項目	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
養成講座修了者数	12 名	5 名	3 名	7 名	10 名
上記の修了見込み者数	20 名	20 名	20 名	20 名	20 名
派遣事業登録者数（年度末）	12 名	17 名	20 名	27 名	37 名
登録者数	12 名	5 名	3 名	7 名	10 名

②市町との連携の状況

- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を宇都宮市と共同実施
- ・手話通訳者養成は、市町が実施する「手話奉仕員養成講座」に続く講座として実施
- ・圏域調整会議（R 7 は障害福祉連絡会議）や担当者連絡会議により、市町の手話奉仕員養成の実施や質の向上について協議

(2) 取組の方向性

県の派遣事業に登録している手話通訳者、要約筆記者については更新制度の導入などにより能力の維持に努めている。今後、盲ろう者向け通訳・介助員を含め派遣依頼は増加していくことが予想される。社会参加促進事業により、安定的な意思疎通支援者の派遣を行うとともに、市町・関係団体と連携しながら意思疎通支援者の養成・確保に努める。

7 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

(1) 現状及び課題

広域的な派遣を円滑に実施し、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう、手話通訳者、要約筆記者等の派遣に係る市町相互間の連絡調整体制を整備する必要がある。

(2) 取組の方向性

市町をまたぐ意思疎通支援を行う者の派遣に係る連絡調整を行い、利用の拡大に努める。

8 依存症対策総合支援事業

(1) 現状及び課題

依存症は否認の病とも言われ、本人及び家族までもが依存症であることを認めることができず、支援を必要とする者の多くが適切な支援を受けられていない現状があると指摘されている。

- ・県内でアルコール依存症と診断がつく者：約 3,200 人（総人口の 0.2%）

【出典】AMED「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラム開発に関する研究（2016-2018）」

- ・県内でギャンブル等依存が疑われる者：約 12,000 人（総人口の 0.8%）

【出典】AMED「ギャンブル障害の疫学把握、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のあり方についての研究（2016-2018）」

依存症専門医療機関

項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
専門医療機関数 (うち治療拠点機関数)	アルコール	1 (0)	3 (0)	3 (1)	3 (1)
	薬物	1 (0)	3 (0)	1 (1)	1 (1)
	ギャンブル	1 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (1)
見込み	アルコール	1 (1)	3 (1)	3 (1)	4 (1)
	薬物	1 (1)	3 (1)	3 (1)	4 (1)
	ギャンブル	1 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)

依存症相談拠点機関

項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談拠点機関数		1	1	1	1
見込み ※アルコール・薬物・ギャンブル等依存症共通		1	1	1	1

(2) 取組の方向性

広く県民に対し、年齢や特性に応じた内容・手法による予防教育・普及啓発の推進、正しい知識の普及による依存症の予防及び偏見、差別の解消に取り組む。

また、各支援機関同士で連携した支援を提供できる体制の整備及び拡充を行い、県民が困った時にいつでも相談支援窓口を検索及び知ることができるようインターネットを活用した相談支援窓口の周知及び情報の発信を行う。

9 子ども若者・ひきこもり対策推進事業

(1) 現状及び課題

- ・ひきこもりやニート・不登校等、子どもや若者の抱える問題に対応するため、平成26年10月1日に「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ボラリス☆とちぎ）」を開設
- ・電話・来所・訪問・メール・FAXによる相談、家族・支援者への研修を実施
- ・令和2年度から中高年のひきこもり支援を実施、令和3年度からオンラインによる居場所づくり、令和6年度から夜の居場所づくりを開催

出張相談実施市町数

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施市町数	9	11	14	14
見込み	8	10	12	16

相談利用者の状況

項目	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
相談件数	4,745	4,838	4,986	5,360	5,092

(2) 取組の方向性

引き続き、教育、福祉、医療、雇用等の様々な分野の関係機関との連携を強化しながら、相談者が身近な地域で支援を受けられる体制の整備に向け、市町への出張相談を行うとともに、ひきこもりサポーターを養成し市町の相談体制の充実を図っていく。また、出張相談未実施市町への働きかけを積極的に行っていく。

10 難病相談支援センター事業

(1) 現状及び課題

- ・難病患者やその家族がさらに利用しやすくなるよう、難病相談支援センターを平成27年7月にとちぎ健康の森内に移転
- ・平成28年4月から、従来からの難病相談支援員による相談に加え、ピア・サポーターを配置（ピア・サポーター養成研修及びフォローアップ研修の実施）

とちぎ難病相談支援センターの相談利用者の状況

項目	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
相談件数	973	1,175	1,509	1,956	1,954
相談見込み件数	1,830	900	1,000	1,100	1,000

(2) 取組の方向性

療養生活と仕事との両立など、多様化する相談ニーズに適切に対応できるよう、医療相談や就労相談、患者・家族交流サロン、ピア・サポーターとの交流会の開催など、相談事業の充実を図る。

V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置

1 サービスの提供に係る人材の研修

(1) 現状及び課題

研修終了者の実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談支援従事者研修					
相談支援従事者初任者研修	39	61	60	70	63
相談支援従事者現任研修	—	114	101	75	88
相談支援従事者主任研修		27	7	10	9
専門コース別研修	—	—	—	8	12
サービス管理責任者等研修					
研修受講資格取得研修	207	342	314	303	380
基礎研修	141	340	291	263	417
実践研修			156	142	810
更新研修	93	411	272	256	237
略痰吸引等研修（第三号研修）					
指導看護師養成研修	14	4	42	13	14
介護職員基本研修 （うち実地研修終了者）	6 (3)	8 (4)	31 (22)	36 (8)	27 (11)
強度行動障害支援者養成研修（基礎）	111	262	207	163	237
強度行動障害支援者養成研修（実践）	61	84	67	85	113
同行援護従業者養成研修（一般）	—	81	61	66	106
同行援護従業者養成研修（応用）	—	—	—	—	—
重度訪問介護従業者養成研修（統合）	28	228	84	59	60

※R2のみ研修受講者

(2) 取組の方向性

指定研修事業者と連携し、引き続き、障害福祉サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有する人材の育成を図っていく。

2 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

(1) 現状及び課題

市町から支給決定を受ける障害者の増加に伴い、県等から指定を受ける障害福祉サービス事業所等も増加傾向にあるが、一方では障害の特性への理解や支援技術の不足により虐待件数が増加するなど、事業所等において障害福祉サービス等支援の質の確保に向けた取組が求められている。

(2) 取組の方向性

指定障害福祉サービス等支援において、良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、第三者による評価を推進するとともに、障害者支援施設や共同生活援助事業所にお

いては、事業運営の透明性を確保するため、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう必要な周知等を行う。

VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

(1) 現状及び課題

①障害者虐待の防止の取組

○県民の理解促進のための啓発

・県政出前講座の開催 4回 参加者数 100人

○栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

市町障害者虐待防止センター等の相談窓口職員の専門性強化及び障害者福祉施設等の管理者及び従事者の資質向上のため研修を実施（R7年1月、2月）

コース別研修（市町職員） 修了認定者 12名

（施設等職員） 修了認定者 286名

②障害者の権利擁護の取組

成年後見制度の普及啓発や、市町における成年後見制度利用促進に向けた体制整備を支援するため、県社会福祉協議会に設置された「とちぎ成年後見支援センター」が実施する成年後見制度普及啓発事業等を支援

・県民・相談支援機関からの相談対応 相談件数 35件

・成年後見制度利用促進研修会（R6年9月） 参加者数 84人

③障害者虐待の状況

項目	R2年度				R3年度			
区分	養護者	施設従事者	使用者	合計	養護者	施設従事者	使用者	合計
相談・通報・届出数	40件	36件	28件	104件	29件	23件	26件	78件
虐待判断件数	20件	7件	8件	35件	13件	12件	7件	32件
被虐待者数	20人	10人	8人	38人	13人	15人	9人	37人

項目	R4年度				R5年度			
区分	養護者	施設従事者	使用者	合計	養護者	施設従事者	使用者	合計
相談・通報・届出数	32件	35件	30件	97件	38件	45件	26件	109件
虐待判断件数	16件	12件	4件	32件	14件	15件	4件	33件
被虐待者数	16人	22人	4人	42人	14人	24人	4人	42件

※R6年度実績は、現在集計中

(2) 取組の方向性

県民に対する障害者虐待の通報義務等の普及・啓発を行うとともに、障害者福祉施設従事者等に向けた研修や県政出前講座の開催を通じて、引き続き障害者虐待の未然防止に努めていく。

成年後見制度について、「とちぎ成年後見支援センター」と連携し、引き続き、成年後見制度の利用促進・普及啓発や相談体制の充実を図るとともに、市町が行う成年後見制度の市町村長申立に関する取組等を促進していく。

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(1) 現状及び課題

利用者の居住や生活の場であるグループホームについては、通所系の事業所と比較して運営が閉鎖的になるおそれがあり、また、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害の程度を踏まえた適切な支援が提供されない可能性が指摘されている。

そのため、令和6年度報酬改定において、グループホームにおける支援の質の確保を図るため、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を行うことが義務づけられ、利用者の家族や地域住民、市町の担当者等による事業所の見学の機会を設けることとなった。

(2) 取組の方向性

地域住民や関係機関と連携し、障害福祉サービス事業所等を地域に開かれた施設としていくことを通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めていく。

また、利用者の安全の確保のためには、職員に対する虐待防止研修の充実や、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備、職員の処遇改善等による職場環境の改善等を進めていくことが重要であるため、今後もこれらの取組を継続して行うよう、各事業所に対して促していく。

併せて、災害時においては、地域の安全提供の拠点としての役割が期待されるため、災害時における対応について、市町や関係団体等と連携し、地域に暮らす障害者の安全確保に努めていく。

1 調査概要

■ 調査の目的

県及び市町の自立支援協議会の連携に向けた方策の検討や、他市町自立支援協議会における検討内容等の情報共有に役立てること。

（参考）「栃木県障害福祉計画（第7期計画）・栃木県障害児福祉計画（第3期計画）」の令和8（2026）年度の目標

相談支援体制の充実・強化等の目標②：各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。

目標設定の考え方：国の基本指針に即して目標を設定し、県の協議会においては、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の協議会の活性化を促進していきます。

目標に向けた取組：協議会と専門部会等の連携、県と市町が設置する協議会の相互連携

■ 調査対象

市町障害保健福祉主管課

※複数市町により、自立支援協議会を共同設置をしている市町については、事務局となっている市町に回答を依頼

■ 調査期間

令和7(2025)年5月30日から令和7(2025)年6月20日

※調査基準日は令和7(2025)年6月1日現在

■ 調査項目

【問1】自立支援協議会の基本事項について

【問2】自立支援協議会の委員について

【問3】令和6年度の自立支援協議会の活動状況について

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

【問5】自立支援協議会の活性化について

2 調査結果

【問1】自立支援協議会の基本事項について（名称、組織図）

【問2】自立支援協議会の委員について（全体会の委員名簿、全体会及び専門部会ごとの委員構成）

➤ 自立支援協議会の設置状況は以下のとおりである。

○協議会について

➤ 全市町で設置され、単独設置20、複数市町による共同設置 1（5市町）の計21協議会となっている。

○専門部会について

➤ 令和6年度に専門部会を設置しているのは20協議会となっており、65の専門部会が設置されている。
➤ 分野は、「相談支援関係」が9割程度、「就労支援関係」が6割程度、「児童支援関係」が4割程度と上位である。



2 調査結果

【問3】令和6年度の自立支援協議会の活動状況について（1）開催状況

➤ 令和6年度の自立支援協議会の開催状況は、以下のとおりである。

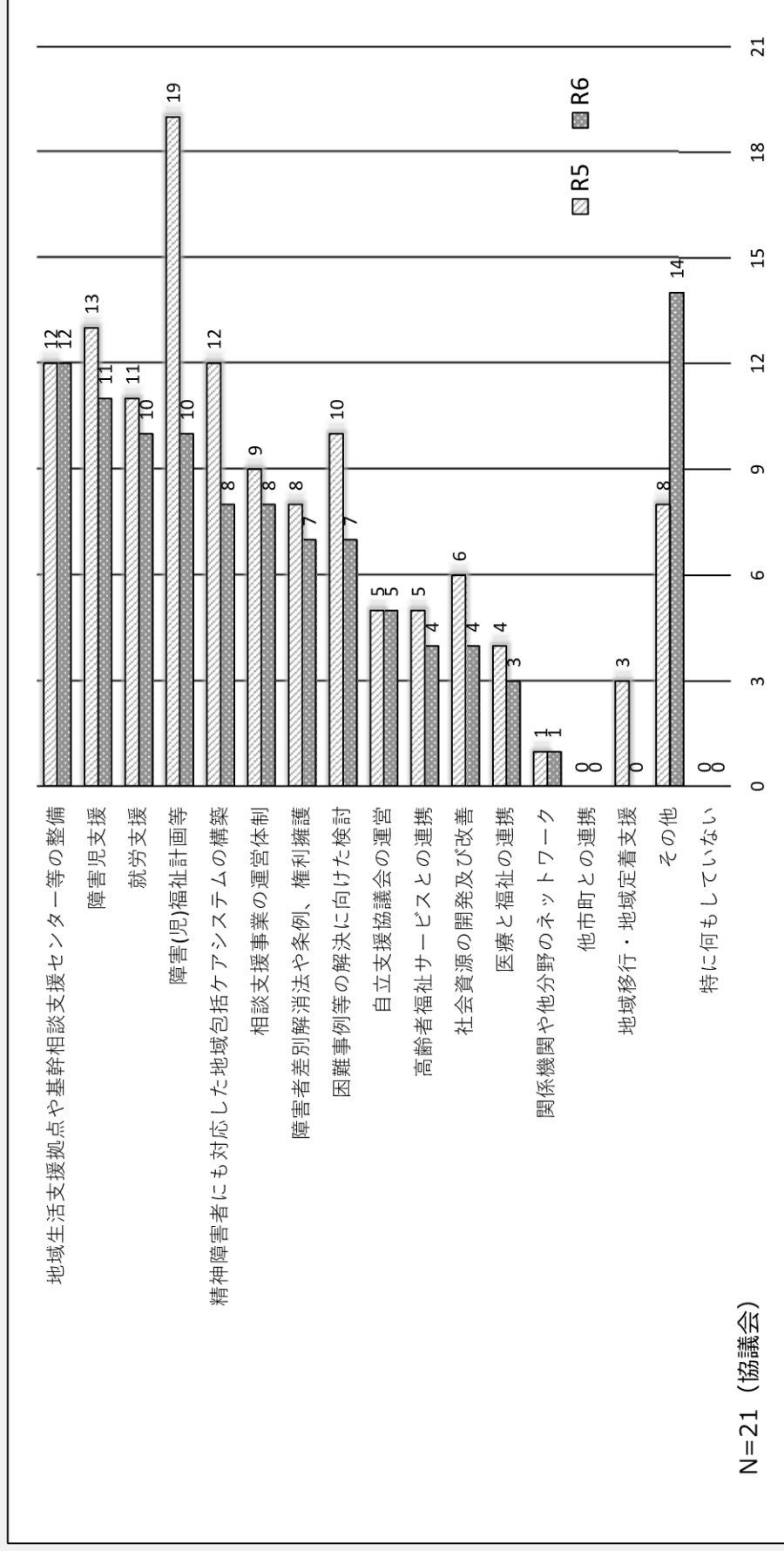
種類	開催状況
全体会	・全21協議会において開催 【年間の開催回数】 1回：8協議会 2回：8協議会 3回：4協議会 4回：1協議会
定例会	・3協議会において開催 【年間の開催回数】 2回：2協議会 12回：1協議会
事務局会議	・14協議会において開催 【年間開催回数】 1～3回：6協議会 4～6回：4協議会 12～15回：4協議会
専門部会	・設置状況や開催回数は協議会ごとに異なる ・複数の協議会において設置されている専門部会のうち、平均開催回数が3回以上の専門部会は以下のとおり 【平均開催回数】 7.1回：相談支援関係 5.5回：当事者関係 3.3回：就労支援関係 3.0回：児童支援関係

2 調査結果

【問3】令和6年度の自立支援協議会の活動状況について

(2)自立支援協議会で協議した事項（複数回答）

- 令和6年度に自立支援協議会で協議した事項は、「地域生活支援拠点や基幹相談支援センター等の整備」「障害児支援」「就労支援」、「障害(児)福祉計画等」が5割程度と上位である。
- 「その他」の主なもの、 「障害福祉サービス事業等の実績についての報告・評価」及び「障害者優先調達推進法の推進」など

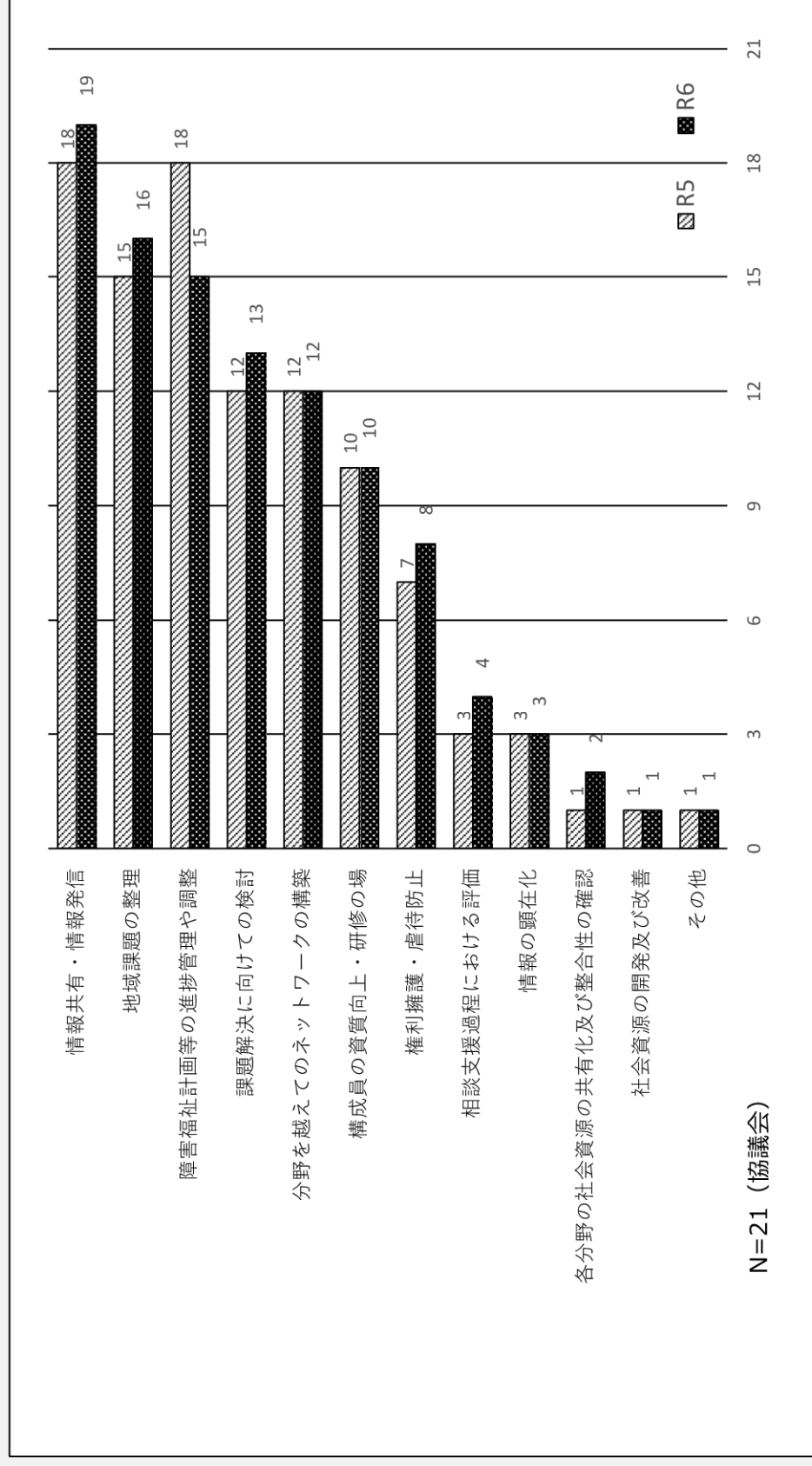


2 調査結果

【問3】令和6年度の自立支援協議会の活動状況について

(3)自立支援協議会としての役割（複数回答）

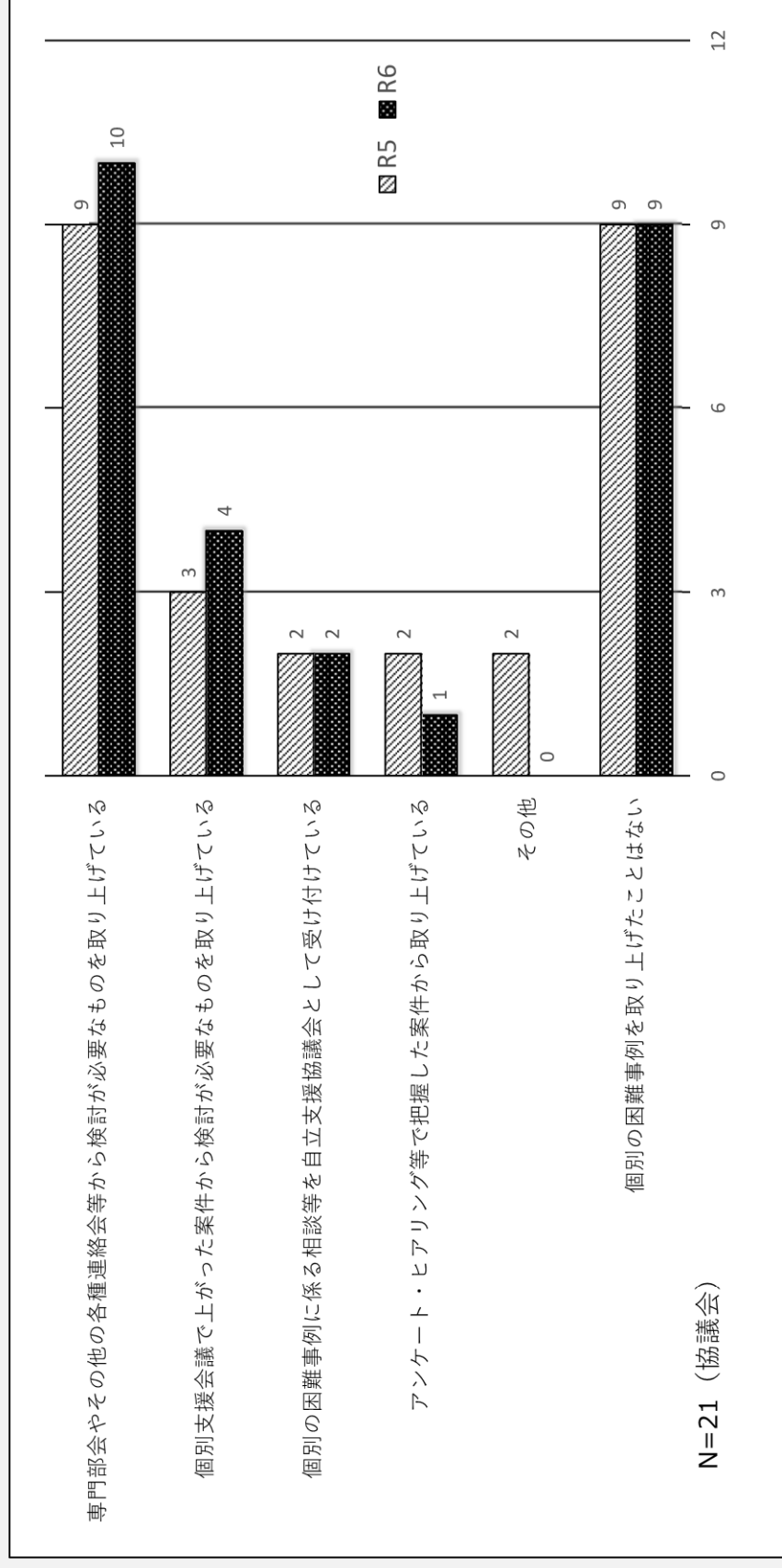
- 自立支援協議会としての役割は、「情報共有・情報発信」が9割程度、「地域課題の整理」が8割程度、「障害福祉計画等の進捗管理や調整」が7割程度、「課題解決に向けての検討」及び「分野を越えてのネットワークの構築」が6割程度と上位である。



2 調査結果

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について (1)個別の困難事例の把握・検討（複数回答）

- 自立支援協議会として個別事例を「取り上げている」は6割程度、「取り上げたことはない」は4割程度である。
- 個別事例の検討・把握の方法は、「専門部会やその他の各種連絡会等から検討が必要なものを取り上げている」が5割程度で最も多い。



2 調査結果

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

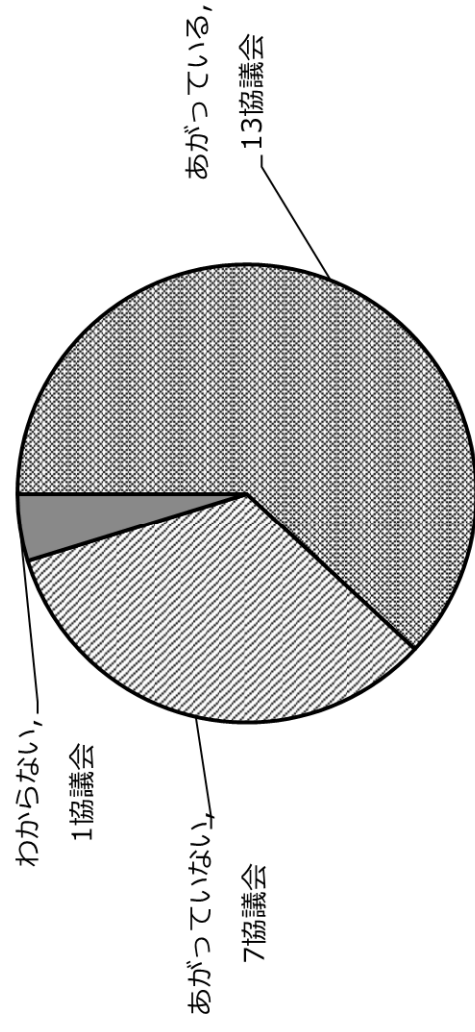
(2)自立支援協議会（全体会）における地域課題の把握及び取組状況

A 自立支援協議会（全体会）に地域課題があがっている場合

B 自立支援協議会（全体会）に地域課題が「あがっていない」又は「わからない」場合

- 自立支援協議会（全体会）に地域課題が「あがっている」は6割程度、「あがっていない」又は「わからない」は4割程度である。
- 自立支援協議会（全体会）に地域課題が「あがっていない」理由
 - ・ 自立支援協議会（全体会）は各部会からの課題等の確認及びその結果を報告する会議である
 - ・ 地域課題については、定例会までに検討し、全体会への附議をしていない
 - ・ 各専門部会では協議しているが、協議会で検討するまでに至っていない
 - ・ 部会ごとで完結してしまい、自立支援協議会まで声が届いていないため 等

自立支援協議会（全体会）に地域課題はあがっているか



N=21（協議会）

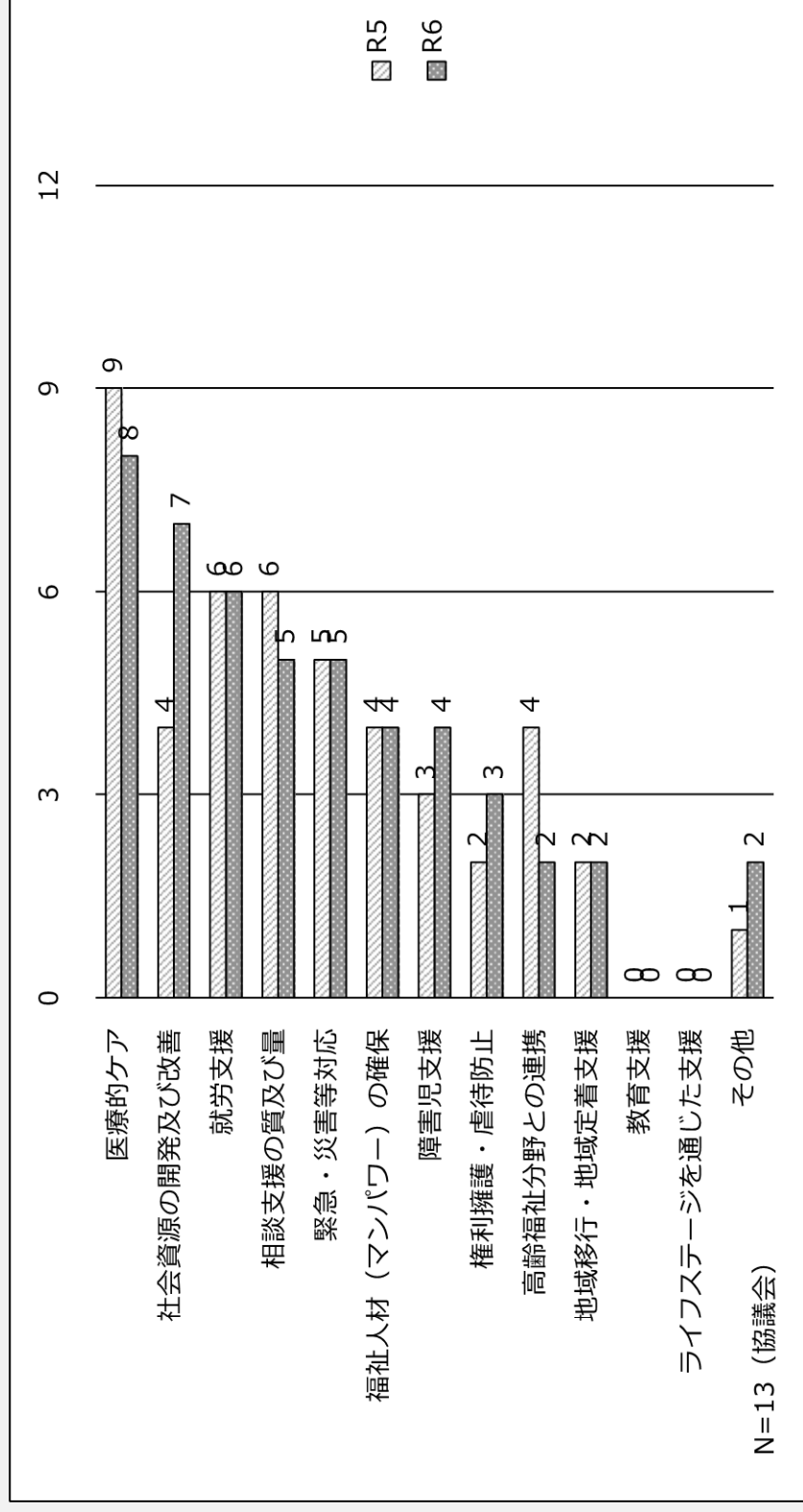
2 調査結果

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

(2)自立支援協議会（全体会）における地域課題の把握及び取組状況

A－ア 自立支援協議会（全体会）に地域課題があがっている場合（複数回答）

- 自立支援協議会（全体会）に地域課題があがっているのは13協議会である。
- 自立支援協議会（全体会）にあがった具体的な地域課題は、「医療的ケア」が6割程度、「社会資源の開発及び改善」及び「就労支援」が5割程度と上位である。



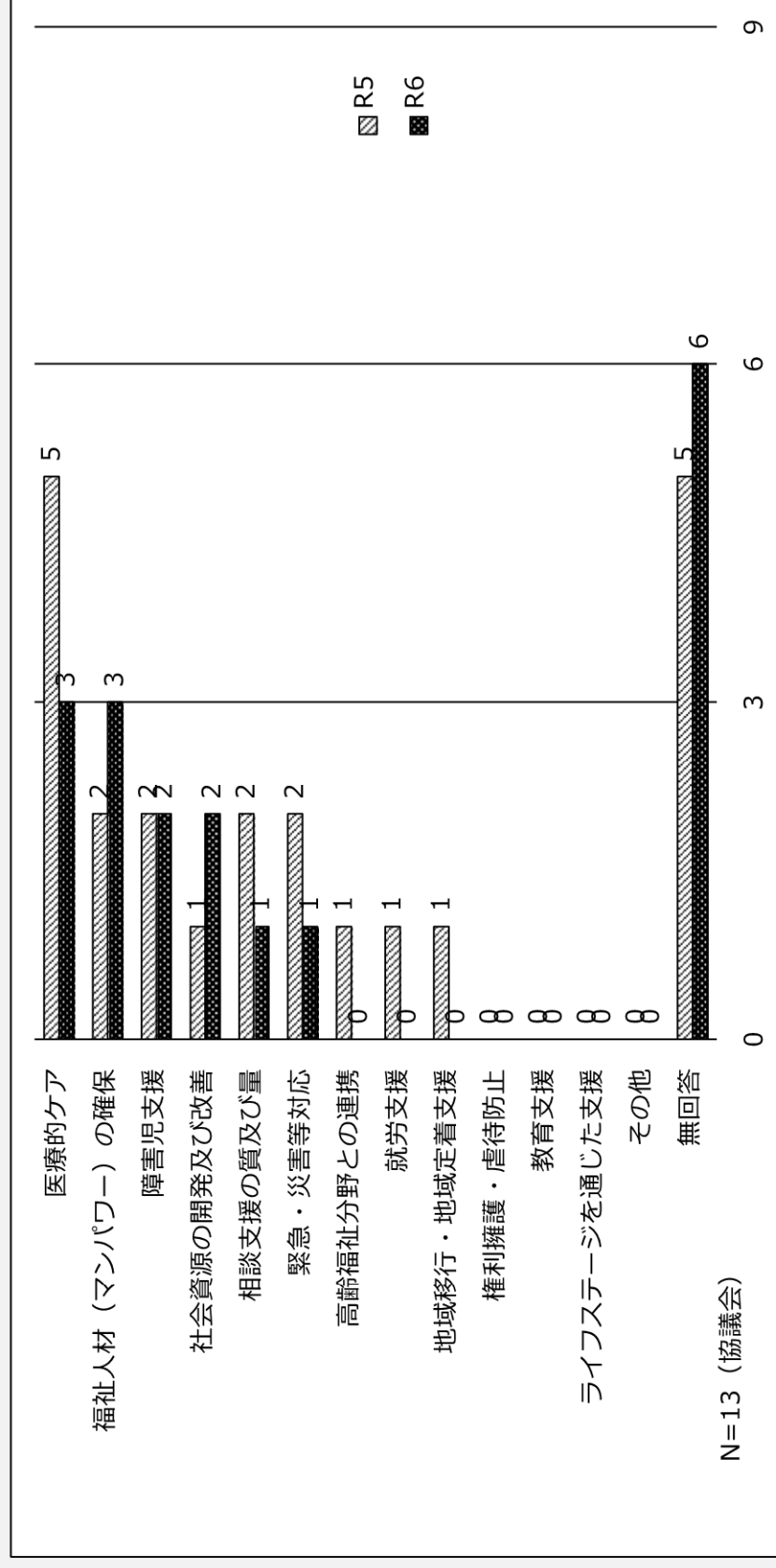
2 調査結果

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

(2)自立支援協議会（全体会）における地域課題の把握及び取組状況

A－イ 地域課題の中で、広域又は栃木県全域で対応するほうが良いと考える課題（複数回答）

- 自立支援協議会（全体会）に地域課題があがっている13協議会のうち、回答があったのは7協議会である。
- 自立支援協議会（全体会）にあがった具体的な地域課題の中で、広域又は栃木県全域で対応するほうが良いと考える課題は、「医療的ケア」や「福祉人材（マンパワー）の確保」が2割程度で最も多い。



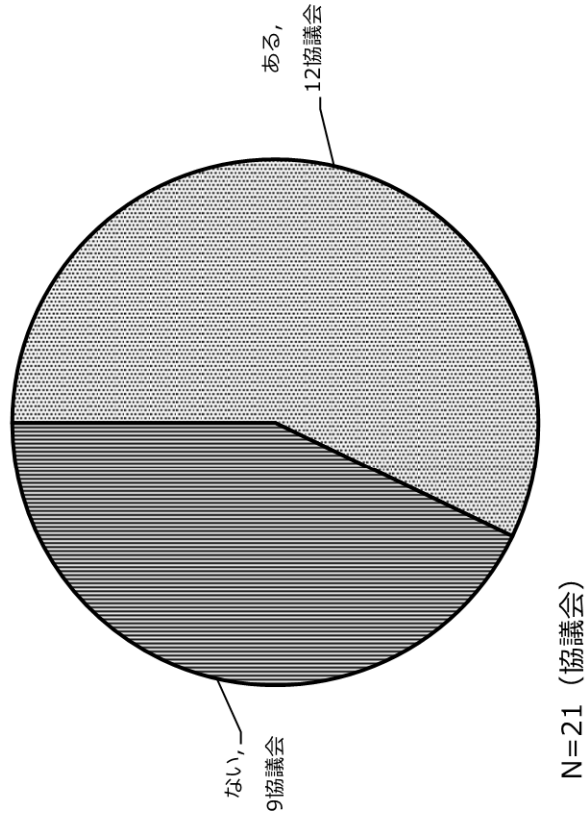
2 調査結果

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

(3)自立支援協議会（全体会）にはあげていないが、専門部会で対応を検討した地域課題

- 自立支援協議会（全体会）にはあげていないが専門部会で対応を検討した地域課題の有無は、「ある」が6割で、「ない」が4割である。
- 自立支援協議会（全体会）にはあげていないが専門部会で対応を検討した地域課題の内容は様々であり、社会資源・人材の不足、医療的ケア・強度行動障害児者等への対応、地域生活の支援、支援者に関すること、ひきこもり支援、他分野（教育部門や地域等）との連携等の回答があった。

自立支援協議会（全体会）にはあげていないが、専門部会で対応
を検討した地域課題の有無



2 調査結果

【問5】自立支援協議会の活性化について

(1)全体会・専門部会の評価、(2)活性化したと評価する理由、(3)活性化するための今後の取組

➤ 令和5年度と比較した令和6年度の自立支援協議会の活動の評価

全体会：「活性化した」及び「ある程度活性化した」が5割程度、「活性化したとは言えない」「活性化したと評価しない」が3割程度である。
 専門部会：「活性化した」及び「ある程度活性化した」が7割程度、「活性化したと評価しない」が1割程度である。

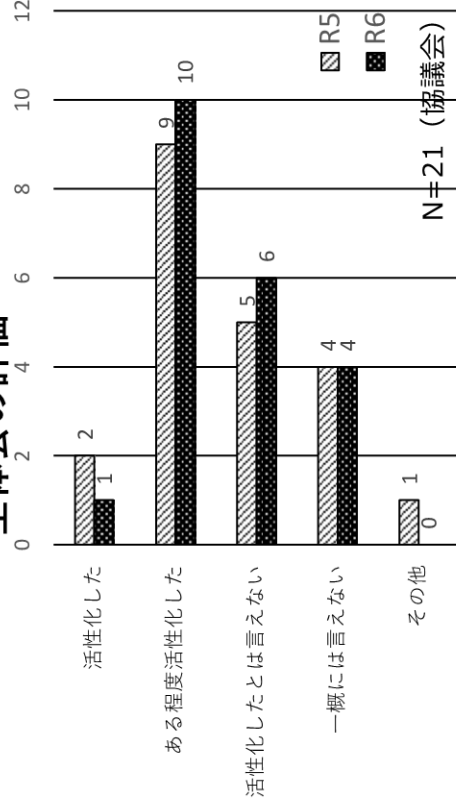
◆ 活性化したと評価する理由

- ・就労移行支援事業などの実績が向上した
- ・現在の状況等について各機関と情報共有を図ることができた
- ・部会で検討した地域課題について自立支援協議会（全体会）に提出することができた
- ・専門部会に新たなWG等を設置した 等

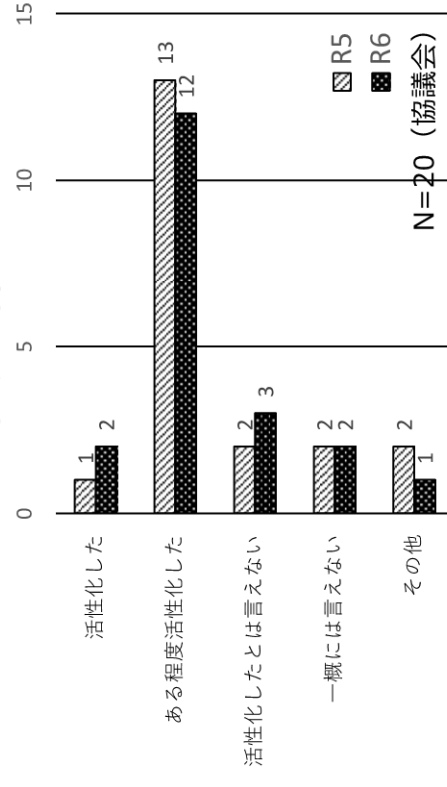
◆ 活性化するための今後の取組

- ・専門部会で取りまとめた地域課題を全体会で報告し、各委員から頂いた意見を今後の取組のきっかけとする
- ・協議会及び専門部会の構成員の幅の拡大、各部会の役割の整理・再編 等

全体会の評価



専門部会の評価



相談支援部会の開催状況について

障害福祉課

Ⅰ 相談支援部会の開催状況について

1 令和6(2024)年度の開催状況

開催日時	協議事項等
令和6年8月28日(水) 14時～16時	○報告 ・障害福祉サービスに係る人材育成、相談支援に係る実績について ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて ○情報提供 ・障害福祉計画（第7期計画）・障害児福祉計画（第3期計画）について ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について ○意見交換 ・多職種・他事業所等との連携・協働について
相談支援部会での主な意見	
・基幹相談支援センターがスキルアップできる取組が必要 ・主任相談支援専門員の役割の明確化と活用方法の検討が必要 ・人材不足が顕著である ・相談支援専門員の業務量の把握が必要 ・障害から介護へ移行する時の連携が課題	

2 令和7(2025)年度の開催予定

開催日時	協議事項等
令和7年9月2日(火) (予定)	・人材育成の状況及び相談支援に係る実績について ・基幹相談支援センターの設置促進・機能強化について ・基幹相談支援センター関係者会議について ・人材育成ビジョンの改訂について

Ⅱ 研修ワーキンググループについて

1 研修ワーキングの概要

地域の中核となる相談支援専門員を養成するため、相談支援従事者養成研修の企画及び運営、地域のリーダーとしての役割や活動に関すること等を協議している。

- ・ワーキング構成員：相談支援専門員9名（うち主任相談支援専門員8名）
- ・研修協力者：相談支援専門員15名

2 令和7(2025)年度の開催実績及び計画

項目	日程	内容
研修 WG①	4月24日(木)	年間計画（現任研修、主任研修について）
研修 WG②	6月27日(金)	現任研修の準備について
研修 WG③	10月7日(火)	専門コース別研修について
研修 WG④	11月10日(月)	主任研修の準備について
研修 WG⑤	3月5日(木)	来年度計画等について

3 令和7(2025)年度研修開催予定

(1) 相談支援従事者現任研修

- ・日程（計4日間）：1日目【講義】7月8日(火)
2～4日目【演習】計2回を下記日程により実施
①7月演習：7月23日(水)～25日(金)
②9月演習：9月17日(水)～19日(金)
- ・受講決定者：53名（令和6年度実績：修了者63名）

(2) 相談支援従事者主任研修

- ・日程（計5日間）：11月27日(木)、28日(金)、12月2日(火)～4日(木)
- ・募集人数：50名程度（令和6年度実績：修了者106名）

(3) 相談支援従事者専門コース別研修

- ・日程：未定
- ・テーマ：未定（令和6年度：意思決定支援）
- ・募集人数：未定（令和6年度実績：受講者12名）

Ⅲ 地域の相談支援体制強化に向けた取組について

1 基幹相談支援センター関係者会議

目 的：基幹相談支援センターの機能強化・設置促進に向けた情報共有

対象者：基幹相談支援センター職員、市町担当者、委託相談支援事業所の職員等

(1) 令和6(2024)年度開催状況

	開催日時・参加者数	協議事項等
第1回	令和6年7月25日(木) 10時～12時 参加者：42名	○情報提供 ・障害者総合支援法改正及び相談支援専門員の状況等について ○グループワーク ・障害児に係る課題共有について ・相談支援専門員の人材育成と定着について

	開催日時・参加者数	協議事項等
第2回	令和7年3月13日(木) 10時～12時 参加者：48名	○情報提供 ・国と県の動向、住宅セーフティネット法改正等について ○グループワーク ・地域生活支援拠点について ・相談支援の課題について

(2) 令和7(2025)年度開催予定

	開催日時（予定）	協議事項等
第1回	令和7年7月29日(火) 13時30分～16時 県庁本館6F 大会議室1	○情報提供 ・行政説明 ○グループワーク ・基幹相談支援センターの役割について ・日常業務における課題について
第2回	令和7年11月7日(金)	○情報提供 ・行政説明 ○グループワーク (内容未定)

基幹相談支援センター担当者会議では、主にグループワークによる市町担当者の意見交換の場を提供することで、市町共通の課題が明らかとなりやすい。課題解決に向けて、令和7年度は会議での課題検討を行うとともに、相談支援部会に地域課題を報告することも試行していく。

2 基幹相談支援センタースキルアップ研修

目 的：基幹相談支援センターが中核的な機関として機能できるよう、機能強化を図る。

対象者：基幹相談支援センター職員、市町担当者、委託相談支援事業所の職員等

開催日時（予定）	内容（予定）
令和7年9月30日(火) 13時30分～16時 県庁本館6F 大会議室1	○基幹相談支援センターの役割について 講師調整中（他県の基幹センター職員） ○県内事業所からの実践報告（3～4事業所） ○意見交換

「地域生活支援拠点等」及び「基幹相談支援センター」の整備状況一覧(令和7年4月1日現在)

圏域	市町名	地域生活支援拠点等						基幹相談支援センター					
		整備済	整備予定		整備類型			設置済	設置予定		設置方法		
			今回照会	福祉計画	多機能拠点	面的整備	多機能拠点 + 面的		今回照会	福祉計画	直営	委託	直営 + 委託
宇都宮 県西	宇都宮市	R3.3				○		H27.4			○		
	鹿沼市	R2.4				○		R4.4				○	
	日光市	H29.12			○			H30.4				○	
県東	真岡市	H30.4				○		H30.4				○	
	益子町	H30.4				○		H28.4				○	
	茂木町												
	市貝町												
	芳賀町												
県南	栃木市	H28.11				○		H28.4			○		
	小山市	H30.10			○			H30.10				○	
	下野市	R2.4				○		H31.4					○
	上三川町	R4.4				○			未定	R8年度末			
	壬生町	R3.4					○		未定	R8年度末			
	野木町	R1.7				○			R8年度末	R8年度末			
県北	大田原市	H30.4				○		R5.4				○	
	那須塩原市	R3.7				○		R7.4				○	
	那須町	R2.4				○			未定	R8年度末			
	矢板市		未定	R8年度末		○		R5.4			○		
	さくら市	R5.4				○		R2.4			○		
	那須烏山市	R4.1				○			R8年度末	R8年度末			
	塩谷町		未定	R8年度末		○		R7.4			○		
	高根沢町		未定	R8年度末				R4.4				○	
	那珂川町	R6.3				○		R2.4			○		
両毛	足利市	H31.1				○		H29.4					○
	佐野市	H29.4					○	H28.4				○	
22市町		88%							20市町	80%			

栃木県自立支援協議会相談支援部会委員名簿

N0	区分	所属名	役職名	氏名	備考
1	学識経験者	学校法人自治医科大学 地域医療学センター	准教授	青山 泰子	
2	学識経験者	社会福祉法人恵友会	常務理事	若倉 健	R7新任
3	職能団体	(特非) 栃木県障害施設・事業協会	理事兼 事務局長補佐	稲野邊 樹生	
4	職能団体	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	会長	渡辺 純一	
5	職能団体	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	幹事	柴田 将紀	R7新任
6	職能団体	(一社) 栃木県作業療法士会	副理事	亀山 朋子	R7新任
7	職能団体	(一社) 栃木県社会福祉士会	副会長	松本 裕行	R7新任
8	職能団体	(一社) 栃木県精神保健福祉士協会	会長	稲見 聡	
9	職能団体	(特非) とちぎケアマネジャー協会	理事	飯野 範子	
10	職能団体	栃木県 地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長	池澤 守	
11	市町	鹿沼市	主査	太田 元樹	R7新任
12	市町	那珂川町	精神保健福祉士	鈴木 隼斗	R7新任
13	県関係機関	県西健康福祉センター	健康支援課長	戸室 睦子	R7新任
14	県関係機関	障害者総合相談所	知的障害支援課長	牛久保 智久	R7新任
15	県関係機関	精神保健福祉センター	所長補佐兼 教育相談支援課長	若林 珠江	
16	県関係機関	中央児童相談所	所長補佐兼 相談調査課長	谷川 尚久	R7新任

R7. 4. 1時点

任期：R7(2025). 4. 1～R10(2028). 3. 31

医療的ケア児支援検討部会について

障害福祉課

I 医療的ケア児支援検討部会の開催状況について

1 令和6(2024)年度の開催状況

開催日時	協議事項等
令和6年 10月2日(水) 14時30分 ～16時	・栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画に基づく令和5(2023)年度事業実績及び令和6(2024)年度事業計画について ・医療的ケア児等コーディネーター養成カリキュラムについて ・第2回生活実態・ニーズ調査の結果について ・支援ガイドの作成について
医療的ケア児支援検討部会での主な意見	
・短期入所等の支援を勧めても、家族が自分でケアをやらないといけなと考えているケースもあり、家族の意識を変えていけるような働きかけが大切。 ・一人一人のケアの実施内容が増えており、学校や放課後デイサービスなどでも看護師確保が課題となっている。 ・緊急時の預かりニーズに対応した短期入所等の施設が必要である。 ・医療的ケア児等コーディネーターの推薦元である市町の意識に差があり、活動が定着しないなどの課題がある。 ・支援ガイドでは、医療的ケア児の生活に必要な情報を届けてほしい。	

2 令和7(2025)年度の開催予定

開催日時	協議事項等
令和8年 2月18日(水)	・市町ヒアリング結果及び医療的ケア児等コーディネーターアンケートの報告 ・庁内WGの取組報告 ・医療的ケア児等コーディネーターの活用促進策について

II 医療的ケア児支援庁内WGの開催について

1 WGの構成及び検討内容等

事務局：障害福祉課（企画推進担当 地域生活支援チーム）

構成員：医療政策課、健康増進課、障害福祉課、こども政策課、特別支援教育課、障害者総合相談所、栃木県医療的ケア児等支援センター「くるん」、その他構成員が必要とした者

検討内容：①各課事業の情報共有と課題について

②課題の整理と今後の取組について

③その他、全国・県内市町等の先進事例の情報共有等

2 令和7(2025)年度の開催計画

回	実施日	検討内容
第1回	6月23日	・ 庁内連携による医療的ケア児支援の推進について ・ 医療的ケア児等コーディネーターについて ・ 各課における事業の取組状況について（人材育成を中心に情報共有） ・ 市町訪問ヒアリングシートについて
第2回	9月予定	・ 市町ヒアリング結果の共有、地域における支援体制の分析 ・ コーディネーターアンケートの内容確認 ・ コーディネーターの活用促進策を協議 ・ 災害時に関する研修（10月下旬予定）内容について協議
第3回	11月予定	・ 研修実施状況の報告 ・ コーディネーターアンケート結果の共有 ・ 市町や圏域における地域の強みを生かした今後の取組の方向性を検討 ・ 県の役割について検討 ・ コーディネーターが入院中から医療的ケア児に関わる仕組みを検討
第4回	1月予定	・ 医療的ケア児支援検討部会における報告内容について確認

令和7(2025)年度栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会委員名簿

R7(2025)4.1現在

No.	分類	構成団体等	部会委員名	所属・役職	備考
1	医療関係	栃木県医師会 副会長	浅井 秀実	浅井こどもクリニック 院長	
2		栃木県重症心身障害連絡協議会 会長	増田 典弘	独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院 副院長	R7新規
3		在宅療養支援診療所・小児科診療所	高橋 昭彦	ひばりクリニック 院長	
4		栃木県訪問看護ステーション協議会 理事	高橋 里栄子	訪問看護ステーション ほっと 所長	R7新規
5	福祉関係	福祉サービス事業所 (障害児通所支援)	高橋 守	デイサポートふれじーる 管理者	
6		福祉サービス事業所(短期入所)	渡邊 望友紀	社会福祉法人邦友会 なす療育園 副主任	R7新規
7		栃木県身体障害者施設協議会 会長	岩崎 好宏	(福)すぎのこ会 理事長 ひのきの杜 施設長	
8		とちぎ障がい者相談支援専門員協会	牧子 晃那	一般社団法人 南栃木社会福祉士事 務所 相談支援事業所Well-being 相談支援専門員	R7新規
9		栃木県立リハビリテーションセンター	江田 達夫	栃木県立リハビリテーションセンター 施設部長	
10	当事者 団体	栃木県重症心身障害児(者)を守る会	長谷川 仁美	栃木県重症心身障害児(者)を 守る会 在宅部会	R7新規
11	行政機関	市町代表	生沼 律子	宇都宮市 子ども発達センター 相談グループ係長	
12	教育機関	栃木県特別支援学校長会	石井 亮	県立のざわ特別支援学校校長	

任期: R7(2025).4.1～R10(2028).3.31

障害者権利擁護・虐待防止部会の開催状況について

障害福祉課

I 障害者権利擁護・虐待防止部会の開催状況について

1 令和6(2024)年度の開催状況

開催日時	協議事項等
令和7年2月27日(木) 14時～15時30分	○協議事項 ・部会長・副部会長の選任について ・「栃木県障害者虐待防止と対応の手引き」の改訂について ○その他 ・令和5年度栃木県内における障害者虐待の状況について ・障害者虐待の防止に向けた取組について
主な意見	
・施設入所者が減らないのは、日中GHとの質の差が大きいこと。日中GHの支援員は無資格者が多く、専門職員がいない。 ・県虐待防止研修の受講後、事業所内での伝達研修の実施率が低い、もっと実施すべき。 ・最近は動画視聴のみの研修もあるようだが、支援内容に応じた研修とするべき。 ・研修は虐待防止だけでなく、職員を守るための研修でもある。	

2 令和7(2025)年度の開催予定

開催日時	協議事項等
令和8年1～2月	・令和6年度栃木県内における障害者虐待の状況について ・障害者虐待の防止に向けた取組について ・「障害福祉施設従事者等による障害者虐待対応事例集」の改訂について

II 障害者虐待の防止に向けた取組について

1 指導監査等における取組

指導監査・実地指導における確認・指導

事業所・施設の指導監査や運営指導（実地指導）において、虐待防止を重点項目とし、確認及び指導を実施する。

取 組	実 績
運営基準に定める虐待防止のための措置の確認	県指導監査課 ・R5年度 353件 ・R6年度 325件
虐待疑い等発見時の通報の取扱い確認	
研修受講等の状況確認と受講勧奨 （一般職員への確認等を含む。）	
より実効性のある取組の勧奨 （「障害者福祉施設における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省）、虐待防止リーフレットの活用）	
虐待防止委員会の設置の促進	

2 職員等の資質向上

障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

県内に事業所等を設置する法人及び各市町を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、職員等の資質向上を図る。

また、法人に対しては施設・事業所内における伝達研修の実施を促進する。

取 組	実 績
・研修内容の充実 ・各事業所における伝達研修の実施 ・未受講の法人及び市町の受講促進（特に要指導法人には個別に案内）	・R6年度（実績） 開催日 R7年2月 修了者 市町職員等 : 15名 施設従事者等 : 132名 ・R7年度（予定） 市町職員等 R7年9月 施設従事者等 R8年1月 定員 : 300名 ※R7研修は国から示されたカリキュラムに変更あり

3 虐待相談・通報等への対応

(1) 栃木県障害者権利擁護センターの設置・運営

県障害者権利擁護センターが、専門的・広域的な面から、市町の後方支援、広域調整等を行う。

取 組	実 績
各市町虐待防止センターとの連携で、情報提供、助言、連絡調整等	・市町に対するきめ細かな情報提供及び助言を行った。 - また、広域的な事案について連絡調整を行った。

(2) 障害者虐待対応事例集の活用

虐待案件発生時などに迅速かつ的確に対応するための参考資料として、障害者福祉施設管理者・従事者などや市町の職員向けに作成した障害者虐待対応事例集（平成31年3月）の活用を図る。

取 組	実 績
障害者虐待対応事例集の活用	・県政出前講座等において、事例集の案内を行っている。

(3) 障害者の安全や事実関係の確認に関する速やかな対応

虐待通報があった場合、基本的に通報から数日以内に市町が事業所に出向き、迅速に事実確認、調査等に着手することとしているが、複雑な事案や広域的な事案については、市町を支援し速やかに合同で現地調査を行っている。

取 組	実 績
障害者の安全や事実関係の速やかな確認に関する市町への周知徹底	・市町支援や合同調査の連絡調整等を適切に行っている。

4 普及・啓発

事業所等からの要望に応え、「障害者虐待の防止」をテーマに講座を行った。

取 組	実 績
県政出前講座 （テーマ：「障害者虐待の防止」）の実施	・R5年度：8回、136人 ・R6年度：4回、100人

栃木県自立支援協議会障害者権利擁護・虐待防止部会委員

令和7年2月27日現在

	分 野	氏 名	職 名	備考
1	学識経験者	松永 千恵子	群馬医療福祉大学 特任教授 (一社)栃木県社会福祉士会 会長	
2	学識経験者	茂木 明奈	白鷗大学 准教授 栃木県運営適正化委員会 委員	
3	当事者及びその家族 (知)	藍原 賀代子	栃木県自閉症協会事務局長	
4	相談支援事業者	笹崎 明久	高根沢町障害児者生活支援 センターすまいる センター長	
5	指定障害福祉サービス 事業所・指定障害者支 援施設	稲野邊 樹生	特定非営利法人栃木県障害施設・ 事業協会 事務局長補佐	
6	市町村	櫻井 光一	茂木町保健福祉課長	

※任期 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の取組について

R7.8.6 障害福祉課 精神保健福祉担当

1 県の現状・課題

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、中核となる「協議の場」が効果的かつ継続的に運用される必要がある。
- (2) 自治体からは、市町の事務局担当者の異動に伴い、継続的な取組につながらない、「協議の場」を設置したものの、どのように取り組んでいけば良いのか分からないという声が多い。
- (3) 市町の「協議の場」で抽出された課題から圏域の協議の場に課題が吸い上げられる仕組みになっていないところが多い。

2 県の方向性

◎基礎自治体である市町の「協議の場」の運営を活性化させていくことが必要。

- (1) 全県下の研修会において、基本的な知識を身につけボトムアップを図る。
- (2) 構築推進サポーターを自治体に派遣し、自治体の実情に即した助言等を行うことにより、自治体で中核を担う人材を育成する。

上記2点をとおして、各市町が効果的な「協議の場」を継続的に運営できる仕組み、また、健康福祉センターがそのバックアップを行える仕組みをつくる。

3 研修会

(1) 令和6年度の開催実績

回	研 修 名	開 催 日	参加人数
1	精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修(基礎編)	令和6年11月21日(木)	63名
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 中核人材育成研修	令和6年12月18日(水)	94名

(2) 令和7年度の開催実績及び計画

回	研 修 内 容	開 催 日	募集人数
1	<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業研修(基礎編)</u> 内容：にも包括構築における各機関の役割や連携のあり方について実践報告や講義、グループワークをとおして考える。 講師：県内の精神科病院のコメディカル、地域支援機関、市町、県障害者相談支援協働コーディネーター 等	令和7年 7月31日(木)	76名 (受付終了)
2	<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業研修(行政編)</u> テーマ：そうだったのか！にも包括の「協議の場」 ～手探り感から脱出しよう～ 講師：社会福祉法人ソラティオ 岡部 正文 氏	令和7年 8月19日(火)	85名

回	研 修 内 容	開 催 日	募集人数
3	<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業研修(実践編)</u> 内容：調整中 講師：社会福祉法人ソラティオ 岡部 正文 氏	令和7年 12月8日(月)	未定

4 構築推進サポーター事業(令和7年度 新規事業)

(1) 事業目的

- ・健康福祉センターや市町が構築推進サポーター(※)を活用することにより、それぞれが設置する「協議の場」を持続的かつ効果的に運用し、各地域の取組の推進において中核を担う人材を育成する。
- ・行政機関職員と本事業により育成する中核を担う人材が協働し、「協議の場」を主体的に運営していく体制を構築する。

※主任相談支援専門員、精神保健福祉士等8名に委嘱、主に担当する圏域に対して助言等を実施。

※随時、健康福祉センターからの依頼を受け派遣を実施。

(2) 令和7年度の実績及び計画

ア 構築推進サポーター連絡会

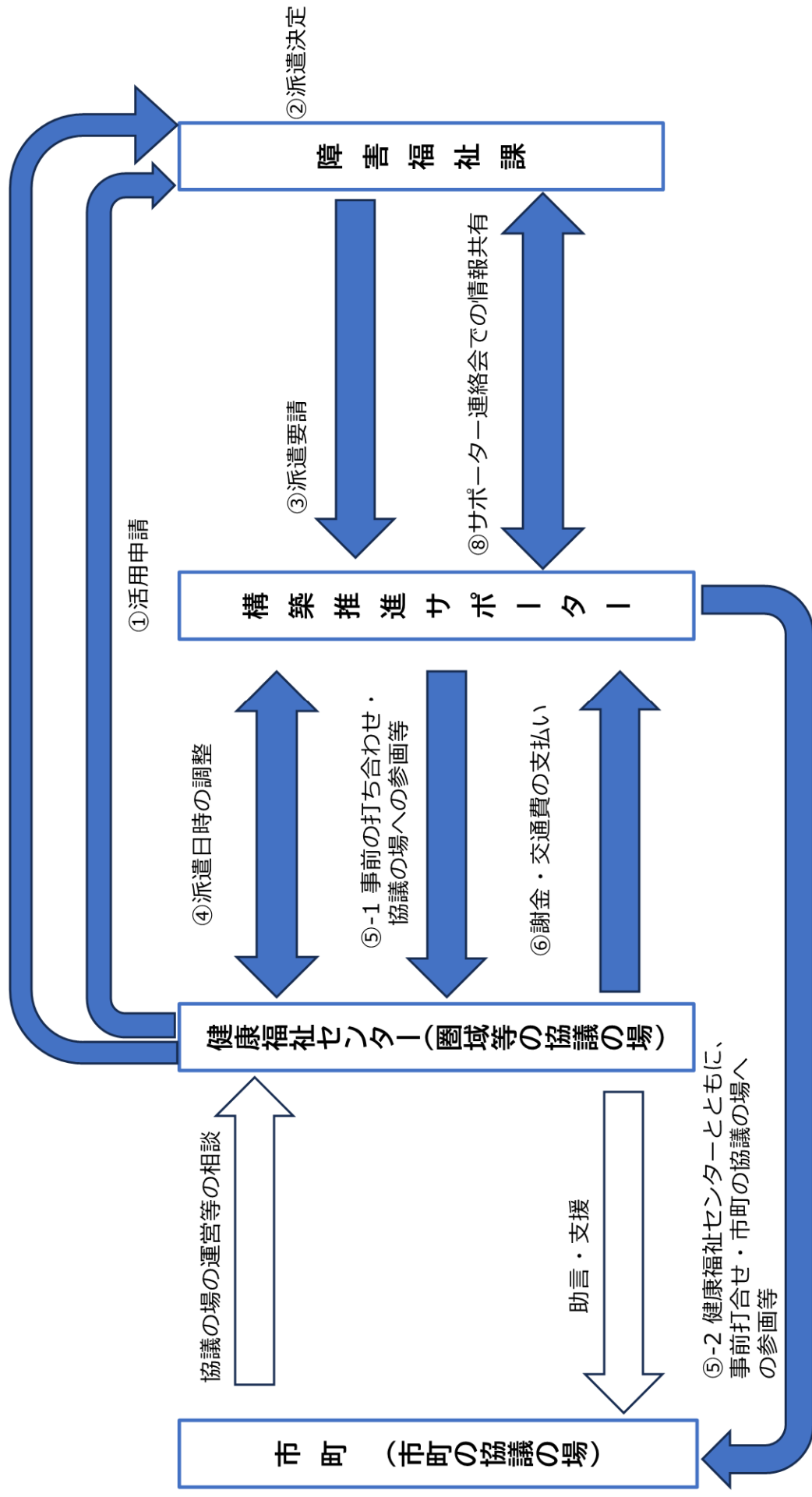
回	日 程	内 容
1	令和7年 5月22日(木)	・令和6年度の活動報告について ・令和7年度の実施計画について ・にも包括研修(行政編)の企画について
2	令和7年 9月10日(水)	・上半期の構築推進サポーター活動報告について ・にも包括研修(行政編)の振り返り ・にも包括研修(実践編)の企画について
3	令和8年 1月23日(金)	・下半期の構築推進サポーター活動報告について ・にも包括(実践編)の振り返り ・令和8年度の実施計画について

イ 健康福祉センターや市町への派遣実績 ※令和7年7月1日時点

回	日 程	派遣希望センター	内 容
1	令和7年 5月21日(水)	県東健康福祉センター	圏域の「にも包括」構築推進事業の取組に関するコアメンバー会議における助言
2	令和7年 5月26日(月)	県南健康福祉センター 派遣先：上三川町	上三川町の「協議の場」の構成員を対象とした「にも包括」について共通認識を図るための講話
3	令和7年 7月7日(月)	今市健康福祉センター 派遣先：日光市	日光市の「にも包括」の取組の方向性及び地域課題抽出後の取り組み方についての助言
4	令和7年 7月28日(月)	県西健康福祉センター 派遣先：鹿沼市	鹿沼市の「にも包括」の取組の方向性、研修会内容に関する助言

健康福祉センターにおける構築推進サポーター活用の流れ

⑦実績報告（⑤-1、⑤-2の実施結果）



心のサポーター養成研修@とちぎの実施について

R7. 8. 6 障害福祉課 精神保健福祉担当

1 事業の位置付け・経緯

- ・本事業は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において、厚生労働省が示している8つの項目のうち「普及啓発に係る事業」に位置づけられている。
- ・地域住民に対する初期対応法を広く普及するため、「心のサポーター」を養成する事業を実施する。
- ・2033年度末までに、日本全国で100万人の「心のサポーター」の養成を目指している。
- ・栃木県では、「心のサポーター」を令和6(2024)年度に351名養成した。

2 養成研修の概要等

(1) 概要

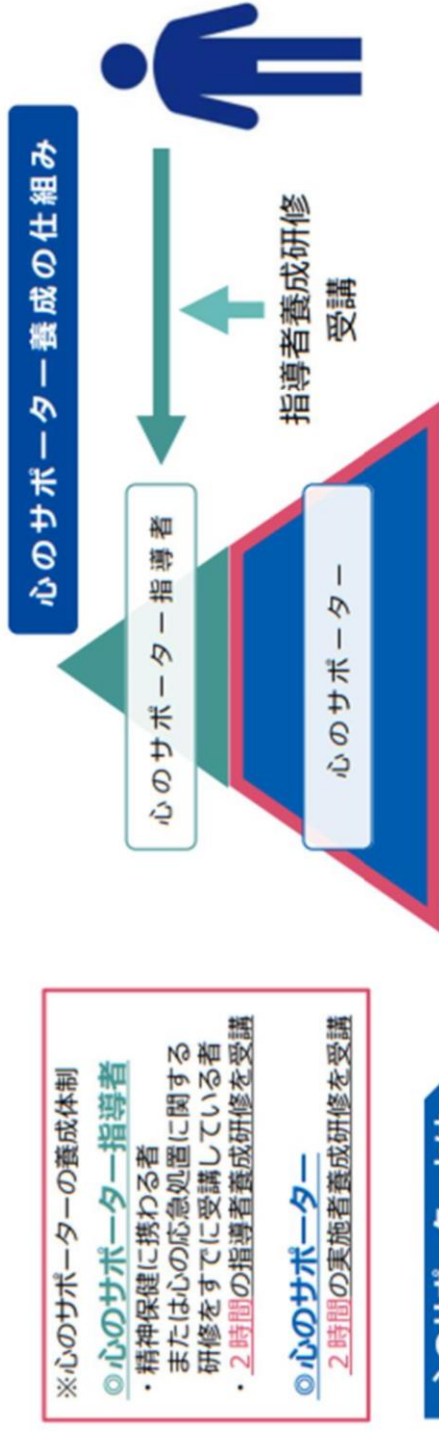
- ・目的：正しい知識と理解に基づき、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成
- ・対象：小学生から大人まで
- ・内容：都道府県等が主催する研修（2時間）を受講
（共通研修90分、選択研修30分）

(2) 令和7(2025)年度の計画【県主催 ※株式会社TBC福祉教育センターに委託】

- ・9月～3月にかけて、計10回開催予定。
- ・開催10回のうち、7回はオンライン、3回は県北、県央、県南の地域ごとに集合形式により開催。
- ・参加費：無料
- ・参加申込：8月下旬頃から開始

心のサポーター—養成事業

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患していることが報告されている。
 - 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
- ※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。



心のサポーターとは

⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)
2 時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用 (座学+実習)

今後の方向性	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度	R15年度
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**	30自治体***			
養成研修（モデル地域） （※養成者数は累積値）	939人	3,450人	7,280人			
養成研修（全国）						
指導者養成マニュアル作成						
指導者養成研修（※修了者数は累積値）	47人	145人	1,217人			

※ 養成研修の数は自治体の報告に基づく

R6年度から5年で38万人

R6年度から10年で100万人

（千人）

1000

500

0

*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、東京都、和歌山県、福岡県、名古屋市長古屋市、川口市
 **R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市長古屋市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市
 ***R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市長古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

栃木県障害者ピアサポーター研修事業

概要

肝は協働して、よりよい支援を提供すること

主体	栃木県（委託先：認定NPO法人 チャレンジド・コミュニティ）
目的	自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポーター活動の取組を支援することを目的とする。
内容	厚生労働省が定める障害者ピアサポーター研修事業実施要綱（令和2年3月6日付障発0306第12号「障害者ピアサポーター研修事業の実施について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「実施要綱」という。））に基づき、研修を実施する。

対象者

- ①県内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者。なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後雇用が見込まれる者（以下「ピアサポーター」という）。
 - ②①の者が所属する事業所の管理者、サービス管理責任者等（障害者含む）、ピアサポーターと協働し支援を行う者（以下「専門職」という）。
 - ③その他、所属を問わず県内に在住する障害者ピアサポーターに関心のある障害者。
 - ④今後ピアサポーターの雇用予定がある県内の障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所の専門職。
- ※原則として、①②の場合は、ピアサポーターと専門職のペアで受講してください。
- ※身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）、難病等対象者、高次脳機能障害等、障害種別は問いません。

研修内容

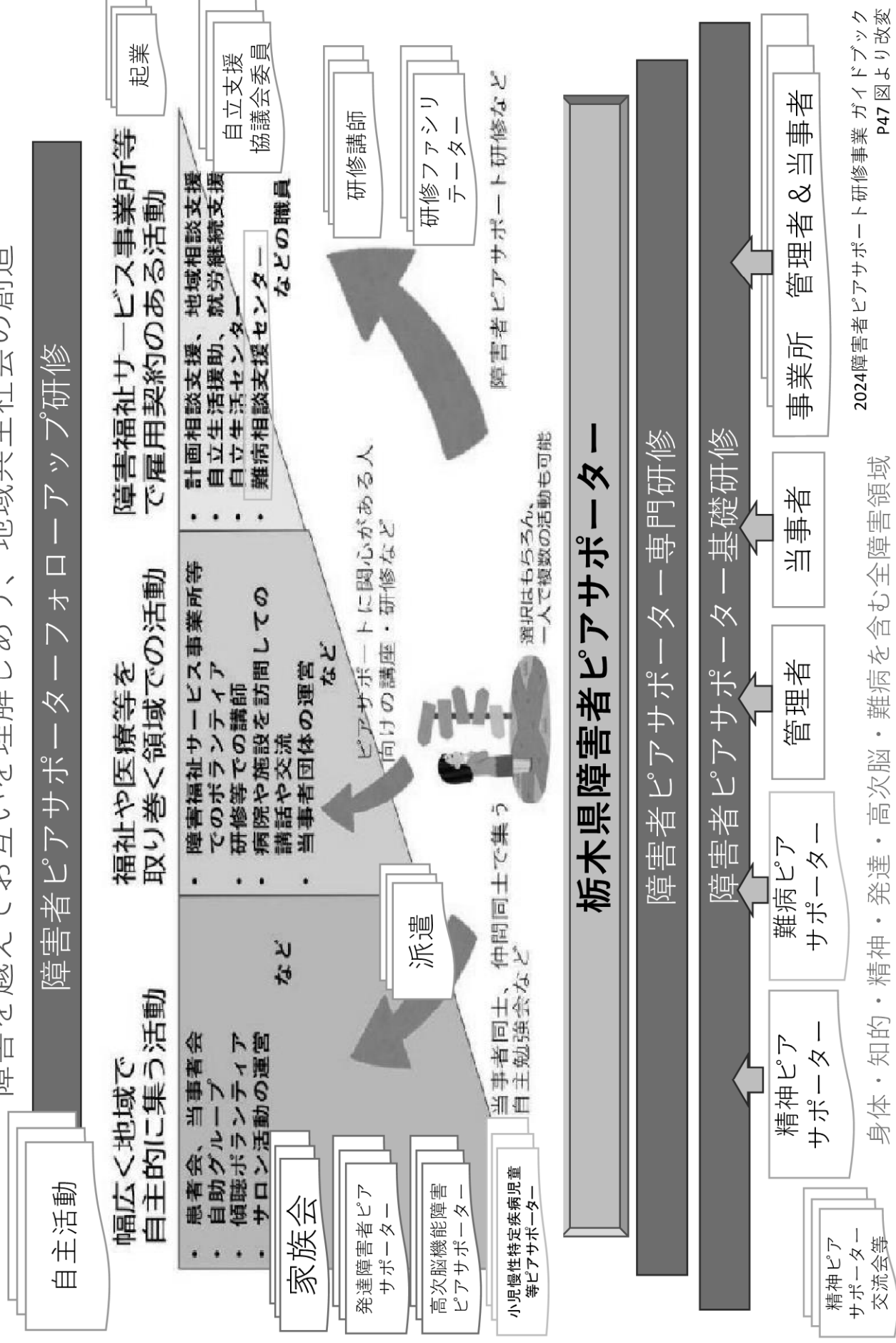
基礎研修 440分 （2日間）	講師にピアサポーターを含む
専門研修 540分 （2日間）	講師にピアサポーターを含む 受講者は、基礎研修を修了した者
フォローアップ研修 540分 （2日間）	講師にピアサポーターを含む 受講者は、専門研修を修了した者

ピアサポーターになることで...

- ～ピアサポーターの役割～
⇒経験の専門家であるピアサポーターとして、障害福祉サービス分野で活躍し、サービスを提供する。
- ◆障害者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続けるうえでの不安解消を支援する。
 - ◆専門職等の当事者理解の促進及び支援の質向上、普及啓発や意思決定支援に寄与する。
- ※ピアサポーター体制加算 100単位/月
※ピアサポーター実施加算 100単位/月
※退去後ピアサポーター実施加算 100単位/月
※ピアサポーターの配置によるスコア 2点

栃木県障害者ピアサポーター研修の全体像

障害を越えてお互いを理解しあう、地域共生社会の創造



身体・知的・精神・発達・高次脳・難病を含む全障害領域

2024障害者ピアサポーター研修事業 ガイドブック
P47 図より改変

令和 6 (2024)年度 障害者ピアサポート研修実績報告

○研修受講者等

障害福祉課

	当事者	専門職	合計
申込者	18	16	34
受講者	16	14	30
受講者兼運営スタッフ	6	8	14
研修修了者	22	22	44

(人)

<開催日>

基礎研修：令和 7 (2025)年 2 月 6 日、7 日

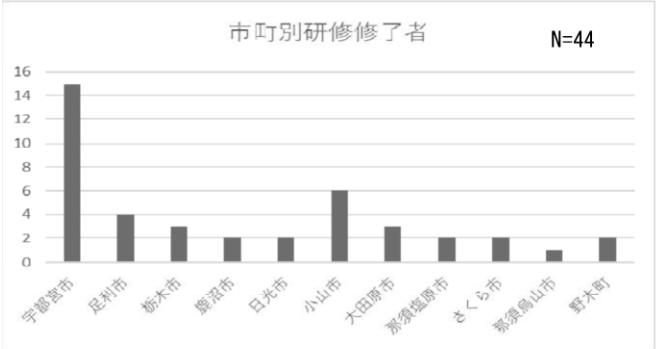
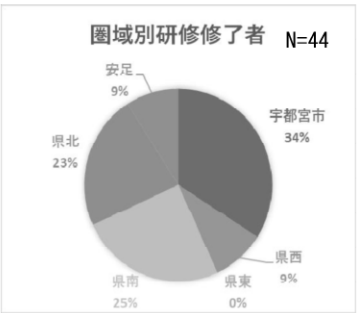
専門研修：令和 7 (2025)年 3 月 5 日、6 日

<場 所>

パルティ とちぎ男女共同参画センター302 会議室

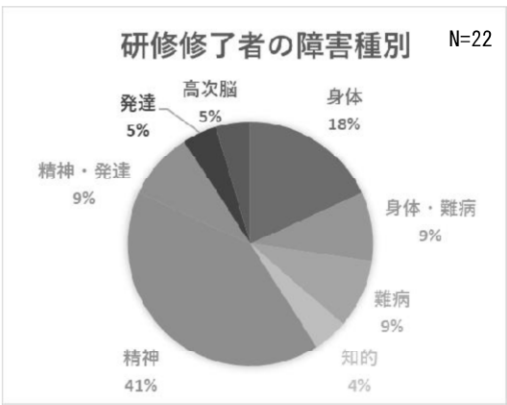
○圏域別研修修了者 (人)

宇都宮市	15
県西	5
県東	0
県南	11
県北	10
安足	4
合計	44



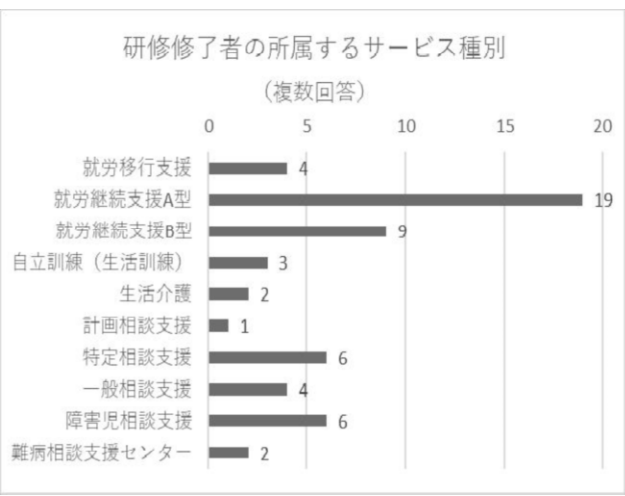
○研修修了者 (当事者) の障害種別 (人)

身体	4
身体・難病	2
難病	2
知的	1
精神	9
精神・発達	2
発達	1
高次脳	1
合計	22



○研修修了者の所属するサービス種別 (複数回答) (人)

サービス種別	当事者	専門職	合計
就労移行支援	2	2	4
就労継続支援 A 型	9	10	19
就労継続支援 B 型	4	5	9
自立訓練 (生活訓練)	1	2	3
生活介護	1	1	2
計画相談支援		1	1
特定相談支援	3	3	6
一般相談支援	2	2	4
障害児相談支援	3	3	6
難病相談支援センター	2		2



(個人参加の 2 名を除く)